

第九十八回国会 大蔵委員会 議録 第十号

昭和五十八年三月十七日(木曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 大原 一三君

理事 中村正三郎君

理事 野口 幸一君

理事 米沢 隆君

理事 麻生 太郎君

理事 木村武千代君

理事 椎名 素夫君

理事 平沼 赴夫君

理事 森 喜朗君

理事 与謝野 馨君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 昌雄君

理事 柴田 弘君

理事 饒 幸代君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房審議官 水野 勝君

委員外の出席者

参 考 人 小倉 武一君

参 考 人 北野 弘久君

参 考 人 名東 孝二君

参 考 人 大蔵委員会調査室長 大内 宏君

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

参 考 人 日本大学経済学部教授 大蔵委員会調査室長

辞任

毛利 松平君

補欠選任

越智 伊平君

三月十六日

税制改革に関する請願(上田卓三君紹介)(第一四九二号)

同(小川国彦君紹介)(第一四九三号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第一四九四号)

同(村山喜一君紹介)(第一四九五号)

同(米田東吾君紹介)(第一四九六号)

同(五十嵐広三君紹介)(第一五四一号)

同(石橋政嗣君紹介)(第一五四二号)

同(岩垂寿喜男君紹介)(第一五四三三三)

同(湯山勇君紹介)(第一五四四四)

同(長谷川正三君紹介)(第一五六四四)

同(松沢俊昭君紹介)(第一五九三三)

同(吉原米治君紹介)(第一五九四四)

同(有島重武君紹介)(第一六三九九)

同(上原康助君紹介)(第一六四〇〇)

同(鈴切雄雄君紹介)(第一六四一〇)

一兆円の減税等に関する請願(阿部末喜男君紹介)(第一五二七号)

同外一件(井岡大治君紹介)(第一五一六六)

同(伊賀定盛君紹介)(第一五一七七)

同(石橋政嗣君紹介)(第一五一八八)

同(上田卓三君紹介)(第一五一九九)

同(小野信一君紹介)(第一五二〇〇)

同外一件(川俣健二郎君紹介)(第一五二二一)

同(川本敏美君紹介)(第一五二二三)

同(木島喜兵衛君紹介)(第一五二三三)

同(申原義直君紹介)(第一五二四四)

同(小林進君紹介)(第一五二五五)

同外一件(小林恒人君紹介)(第一五二六六)

同(沢田広君紹介)(第一五二七七)

同(島田琢郎君紹介)(第一五二八八)

同(鈴木雄君紹介)(第一五二九九)

同(田口一男君紹介)(第一五三〇〇)

同(田邊誠君紹介)(第一五三一〇)

同(高沢寅男君紹介)(第一五三二二)

同(野口幸一君紹介)(第一五三三三)

同(野坂浩貴君紹介)(第一五三四四)

同(馬場昇君紹介)(第一五三五五)

同外一件(堀田雄君紹介)(第一五三六六)

同(前川且君紹介)(第一五三七七)

同外一件(村山喜一君紹介)(第一五三八八)

同(森井忠良君紹介)(第一五三九九)

同(五十嵐広三君紹介)(第一五七〇〇)

同外一件(小川国彦君紹介)(第一五七一)

同(岡田利春君紹介)(第一五七二二)

同(申原義直君紹介)(第一五七三三)

同(小林恒人君紹介)(第一五七四四)

同(長谷川正三君紹介)(第一五七五五)

同外六件(矢山有作君紹介)(第一五七六六)

同外十三件(井岡大治君紹介)(第一五九七七)

同(上田卓三君紹介)(第一五九八八)

同(小林恒人君紹介)(第一五九九九)

同(後藤茂君紹介)(第一六〇〇〇)

同(新村勝雄君紹介)(第一六〇一一)

同(長谷川正三君紹介)(第一六〇二二)

同外一件(堀田雄君紹介)(第一六〇三三)

同外三件(矢山有作君紹介)(第一六〇四四)

同(山田雄目君紹介)(第一六〇五五)

同(吉原米治君紹介)(第一六〇六六)

同外十一件(井岡大治君紹介)(第一六四四四)

同(上田卓三君紹介)(第一六四五五)

同(上原康助君紹介)(第一六四六六)

同(川本敏美君紹介)(第一六四七七)

同(北山愛郎君紹介)(第一六四八八)

同(後藤茂君紹介)(第一六四九九)

同(城地豊司君紹介)(第一六五〇〇)

同(永井孝信君紹介)(第一六五一〇)

同外一件(福岡義登君紹介)(第一六五二二)

同(堀田雄君紹介)(第一六五三三)

みなし法人課税制度の期限延長に関する請願

(野中英二君紹介)(第一五四〇〇)

一兆円減税等に関する請願(小川省吾君紹介)(第一五四五五)

同(勝間田清一君紹介)(第一五四六六)

同外一件(加藤万吉君紹介)(第一五四七七)

同(上田卓三君紹介)(第一五六六六)

同(勝間田清一君紹介)(第一五六七七)

同(嶋崎謙君紹介)(第一五六八八)

同外一件(長谷川正三君紹介)(第一五六九九)

同(小林恒人君紹介)(第一五九六六)

同(八木昇君紹介)(第一五九六六)

同(伊藤茂君紹介)(第一六四二二)

同(上原康助君紹介)(第一六四三三)

一兆円所得減税に関する請願外一件(伊藤茂君紹介)(第一五六三三)

同(渡辺貢君紹介)(第一五九二二)

大企業優遇税制の是正等に関する請願(上田卓三君紹介)(第一五六五五)

増税反対、所得税の減税等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一五九一一)

所得税減税及び大型間接税導入反対に関する請願外四件(草川昭三君紹介)(第一六三七七)

同外五件(草野威君紹介)(第一六三八八)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○森委員 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいまより、本案について参考人から意見を聴取することといたします。

本日御出席をいただいております参考人は、税制調査会会長小倉武一君、日本大学法学部教授北野弘久君、日本大学経済学部教授名東孝二君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただくようお願いいたします。

なお、議事の進め方は、初めに参考人各位からそれぞれ十分程度御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願うことといたしたいと存じます。

それでは、小倉参考人をお願いいたします。

○小倉参考人 昭和五十八年度の税制改正につきまして所見を述べようとお話でございます。昨、十二月に税制調査会の五十八年度の税制改正に関する答申というものがございまして、もうすでに御承知かと思いますが、それに即して、改正の考え方について若干御説明を申し上げます。

まず、昭和五十八年度税制改正に関する答申の背景になっております基本的な考え方について申し上げます。

御承知のとおり、わが国の財政は、歳出入両面にわたる努力にもかかわらず、環境の予想外の急激な変化によりまして、ますます深刻さを増しております。このような財政を再建するためには、まず何よりも、経費の徹底した削減合理化によって歳出規模の思い切った抑制を図られるべきである。こういう努力が行われることを背景にいたしまして、今後の税制のあり方を検討していくのが妥当である、こういうのが基本的な考え方であり、この点につきましては、税制調査会で

は、すでに五十五年の十一月のいわゆる中期答申におきまして、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する必要があるということを申し出ておるのであります。

ただ、五十八年度は歳出削減を中心として予算編成を行うという政府の方針でありまして、また、五十六年度に現行税制の枠内において徹底した見直しを行って、しかるべき増収措置も講じたということもございまして、さらには、税負担あるいは税体系を根本的に検討するための環境が、昨年の秋から暮れにかけてまだ十分熟していないという私どもの認識がございました。したがって、税制の基本的な変更、改正というような根本の見直しの作業は見送るということにいたさざるを得なかったわけであります。

そこで、五十八年度におきましては、従前からの課題でございますが、税負担の公平化、適正化ということを一層推進するという観点から、租税特別措置につきましても、できるだけ厳しく見直しをするというようなことを中心にいたしまして、必要な税制上の措置をとることにいたしました次第であります。

そこで、五十八年度の税制改正の主要な内容について申し上げます。これも、すでに政府の方で法案が提出されておりますので、重複する点が多いかと思いますが、まず第一に、租税特別措置の整理合理化でございます。

租税特別措置につきましては、税負担の公平化という観点から、昭和五十一年以来毎年非常に精力的にその整理合理化を図ってきたところであることは御承知のとおりだと思います。税制調査会におきましては、そういう租税特別措置の整理合理化を大きな重点として今日までいった次第であります。ところで、最近の財政状況は一段と厳しくなっておりますので、税負担の公平化ということが一層強く要望されておるといふ事情もございまして、したがって、準備金でありますとか特別償却など企業関係の特別措置につきましても、さらに見直しを行った次第であります。

第二は、金融保険業の貸倒引当金の経過措置の見直しを行いました。貸倒引当金につきましては、昭和五十七年度に行われました金融保険業以外の業種の法定繰入金率の引き下げに際しましてとられた経過措置というようにのことのバランスも考えまして、現に適用されている金融保険業についての経過措置の見直しを行った次第であります。

第三に、住宅建設の促進という観点から、住宅取得控除制度につきまして、定額控除を廃止するとともに、他方、住宅ローン控除の控除率それから控除限度をそれぞれ引き上げて、住宅建設の促進に資するように配慮いたしました。

第四は、相続税のことでございますが、小規模な会社の株式の評価の改定を行ったわけであります。この小規模の株式会社の株式の評価は、現在、いわゆる純資産価額方式によって評価されておるのであります。類似業種の比率方式も併用いたしまして評価いたしました。評価の合理化を図るということにいたしましたわけであります。

また、これとともに、小会社と個人企業とのバランスをとるという趣旨も含めまして、個人の事業の用あるいは住居の用に供する小規模の宅地につきましても、必要な措置を講ずるということにいたしました。

なお、以上のほか、揮発油税、自動車重量税の暫定税率の適用期限が参りますので、その期限の延長、それから電源開発促進税の税率の引き上げによりまして、電源開発の便宜を図るといふようなことをいたすことを答申に記してございまして、なお最後に、所得税減税のことについて一言申し上げます。

御承知のとおり、税制調査会におきましても、所得税減税の問題は一つの大きな課題として討議されたのでございます。そこで、討議の内容を集約いたしまして、どういふ議論がございましたか、まず御紹介をいたしたいと思っております。議論と申しましても、その要約、結論的な部分でございます。

まず、減税をすべきであるという観点からの御議論でございますが、御承知のとおり、課税最低限が五十三年以来五年間も据え置かれておる、その間名目所得は上昇しておる、したがって平均的な所得税負担率は上昇しておる、したがって当然に検討を要すべき問題が生じておるので、この際、課税最低限の引き上げを図るということが大事であるという御意見、これが一つでございます。次は、本格的な所得税減税というようにございますが今日の財政事情で非常困難ではあろうけれども、しかし、財源が見出される限りにおいて、限定的でも減税を行うべきであるという御意見。第三番目は、もう少し大がかりに、景気回復を促進するといふような観点から所得税減税を図るべきである、こういうような御意見。おおよそこの三つに要約できるかと思っております。

こういう所得税減税論に対しまして、他方、これと異なる御意見もございましたので、それを御紹介いたします。まず、所得税制を長期に固定するということは好ましくない、したがって、今後課税最低限や税率構造を根本的に見直す必要があるだろうということでございますが、現在の深刻な財政状況を考えると、必要性はあるけれども、どうも所得税減税を行う余地はない、こういうお考え方。次には、所得税の負担水準というものを国際的に比較してみますと、課税最低限は諸国と比べると、どちらかというと高い、また、平均的な所得税負担率も主要先進国と比べると低い水準にある、したがって、五十八年度においてはやむを得ないのではないかとこの御意見。次は、財源のある限りあるいは財源の許す範囲においては、限定的な減税でもやたらどうかという意見があるけれども、しかし、どうもそういう財源はなさそうである、また、仮にそういう財源があまりなくても、小規模の調整措置という程度では余り意味がないと言つては語弊がございまして、どうも余り効果がない、一般の要請にこたえることができない、こういう意味での消極的な意見も

ございました。

さらに、ちょうどこれとらはらに、景気対策というような効果もねらうような所得税減税を行うということがあるならば、相当大規模の所得税減税を行う必要があるだろう。ところが、財源事情を考えますと、そういう大規模の所得税減税をするには、どうもそれだけ公債を増発しなければならぬのではなからうかというようなこともございまして、こういう公債の増発ということは好ましくない、こういうようなこと、また仮に公債を増発するということであれば、いろいろ金融市場に影響を与えて好ましくない影響も起るだろう、そういうような消極的な意見もございました。

以上のような意見を交換しました結果、大勢といたしましては、五十八年度においては、所得税それから住民税も含めまして、減税は見合わせざるを得ないのではないかというのが、税制調査会の意見の集約ということであつたわけでありました。

ただ、それは申しまして、五十九年度以降でできるだけ早い機会に税制全体について見直しを行い、その中で課税最低限度や税率構造について根本的な検討を行うということができるだけ早くやる必要がある、こういうようなことが所得税減税についての税制調査会の意見であつた次第であります。

最後に、言葉は熟しませんが、納税環境の整備ということについて、一言申し上げたいと思います。

これは、主として所得税についてでございますが、所得税につきましては、税制のたてまえとして、あるいは理論的には非常に好ましい、税の根幹として最も望ましい税制であるというところは、執行面のこととあわせて考えますと、どうも実質的な公平を確保するという点においては欠けるところがあるのではないかという批判がずいぶんございます。そこで、制度上のこともございまして、所得税法の執行上について公正を確保す

るというような措置が税制上でできないかどうかということが重要な課題になつておることは御承知のとおりでございます。

そこで、税制調査会は、昨年六月に申告納税制度特別部会というものを設けまして、広く納税につきましても、環境の整備といひますか、たとえば記帳の関係をどうするかといったようなことにつきましても研究を行い、まだ結論は得ておりませんが、でき得るだけの申告納税制度に関連する諸問題について幅広く検討し、この問題についてできるだけ早い機会に結論を得たい、かように存じておる次第であります。

簡単にございしますが、以上をもつて冒頭の御説明にかえる次第でございます。どうもありがとうございます。

○森委員長 ありがとうございます。

次に、北野参事人にお願ひいたします。

○北野参事人 日本大学の北野であります。

後ほど名東参事人から経済の観点からのお話がございますので、私は、主として法理論の観点から所見を申し上げたいと思ひます。

第一点としまして、御承知のように、昭和五十八年度におきましても、所得税につきましても物価調整減税が全く予定されていないのであります。昭和五十二年のサラリーマンの課税最低限は、夫婦子供二人で、政府の説明によりますと二百一十五万円であるということになっておりますが、私は、この数字自体が誤りであると考えております。この数字は、給与所得控除額であるとか社会保険料控除額を含めた数字でありまして、実際の課税最低限は百六十六万円であるということになるのであります。これは生活扶助基準の百七十七万よりも大きく下回る数字であります。

この課税最低限は六年間据え置かれることとなるわけでありまして、この間、大蔵省の最近の試算によりますとも、物価は約三六%、実質ベースでは二八・九%上昇しておるということが報道されております。所得税だけで、この間の累計で四兆八千四百億円の隠れた増税が行われてお

るということが報道されております。大蔵省も、物価調整のために五十八年度だけで数年前の状況に戻すためには、最低二兆円の所得税減税が必要であるということを発表しておるようでありまして。

現代におきましては、物価上昇の多くは現代資本主義のメカニズムからくるものであります。そういう現代における物価上昇というものは、実質的には現代的な増税でありまして、これは不公平税制の拡大を意味するということになるのであります。物価調整の減税は本来の減税ではないのであります。物価上昇によって拡大するところの不公平税制を、少しでももとに戻すための措置にすぎません。

憲法の理論から申しますと、この隠れた増税というのは、憲法八十三条以下の財政議会主義に反するものであります。また、憲法十四、二十五条等からくるところの応給負担原則にも反するのであります。その意味におきまして、この隠れた増税というのは、一種の脱法的な現象ということが言えるのであります。

そこで、多くの先進国におきましては、物価上昇にスライドして調整減税を自動的に行うという、自動物価調整税制というものを現代税法の中に組み込んでおるのであります。日本も先進国でありますから、当然こういう措置を導入すべきである、こういうことになってくるのであります。これは、私としましては、法の観点から申しますと、これは納税者の権利として十分に認識すべきであらうと考えております。この点で日本は、法の文化の観点から申しますと、恐るべき後進国であるということになるのであります。ぜひ御検討願ひしたいと思います。

第二番目に、今回の法案におきまして新しく租税特別措置が出ております。たとえば、特定基礎素材産業対策促進税制というものが登場しております。これは、やはり不公平税制という観点から見まして好ましくないということになります。さらに、税調及び政府におきまして努力はされて

おりますけれども、今回の租税特別措置の整理につきましても、私としては非常に不十分であると考えております。所得税における配当控除であるとか、法人税における受取配当金益金不算入制度であるとか、あるいは法人税における配当軽減税率等も全廃すべきであると考えております。それから、貸倒引当金制度につきましても、理論上の評価性引当金の考え方に従ひまして合理化整理すべきである。つまり、アメリカと同じように、各企業の個別の貸し倒れ実績に基づきまして、引当金の計上を行うという制度に改めるべきであると考えております。

また、退職給与引当金につきましても、税法独自の公平の観点から再検討すべきであると考えております。大企業につきましても、全従業員が自己都合によつて退職するということを仮定すること自体が、学問的には非現実的でありまして、そのような非現実的な仮定のもとに期末退職金の要支給額の四〇%までを引当金に計上するということを課税上認めることは、余りにも不合理であると考えています。企業会計理論上は、退職給与引当金というのは、退職給与規程に基づきまして潜在的に発生する債務をあらかじめ計上するのだ、そういう意味では、負債性引当金として合理性があるのだという説明が行われておりますけれども、しかし、だからといって、課税の上でそれを損金に算入しなければならぬという論理は出てこないものであります。さきに申しました特殊税法理論、税法特有の負担の公平理論からいいますと、大企業の退職給与引当金の多くは、私に言わせま

すと、利益留保的なものであると言わざるを得ないと考えております。

なお、この種の引当金、これは貸方勘定の問題であります。この引当金を計上したからといって、借方の特定の資産勘定が用意されなければ、現実的には労働者、サラリーマンの退職金の保障にはならないのであります。この点を区別して議論願ひしたいと思います。

それから、政府筋におきましては、株式発行差

金、プレミアムでありますけれども、これは資本取引から生ずる資本であるという考え方に従いまして、これは租税特別措置ではないということ、現在課税されていないのであります。企業会計理論におきましては、御承知のように、株式発行差金は資本剰余金とされておりまして、商法におきましては、基本的には資本準備金とされておりまして、これは、資本取引と損益取引を区別するという伝統的な会計理論に立っておりまして、私には、この伝統的な会計理論自身が現代において再検討されるべきであると考えております。

現代資本主義のメカニズムのもとにおきましては、何が資本であるか、何が利潤であるかという区別が非常にあいまいになってきております。大企業は、直接間接さまざまな形で政府の保護を受けております。これは皆さん御承知のとおりでありますけれども、しかも、大企業は株主等とは別個の社会的な独自の存在であります。株式発行差金というのは、そういう大企業の利潤の一つの投影、反映であるというふうに考えられますし、一つの変形であります。今日、従来の企業会計理論は、先ほど申しましたように、適切な尺度にならないのであります。再検討すべきである。私としては、株式発行差金の多くは、特殊税法理論から申しますと、租税優遇措置であると考へております。これについては相当巨額の税収が期待できるのであります。後ほど御質問あれば、その試算などについても申し上げます。

第三点として、もう時間がだんだんやってきましたが、企業の政治献金の問題にちよつと触れておきたいと思ひます。

現行法では、法人所得計算上、一般の寄附金と同じように、一定の限度まで企業の政治献金を損金に算入してあるのであります。政治意思の形成過程というものに参与し得るのは、憲法理論上は、主権者である国民だけであるはずであります。参政権というのは主権的な権利でありまして、企業は参政権を持っていないのであります。

それゆゑ、企業の政治献金は、憲法理論から申しますと、まさに参政権の侵害でありまして、また、憲法で保障されておりますところの議会制民主主義の形骸化をもたらすものであります。企業の政治献金のこういった構造は、わが国をして、国民主権の国家ではなくて、まさに企業主権の国家をもたらしておるといふ、そういう側面がございます。

第四点として、不公平税制の最も大きな問題は、実は個別の租税優遇措置だけではないのであります。法人企業課税の基本的な仕組み自体にあるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

大法人というのは、所有と経営が分離しております。それは株主等とは別個な、社会的な経済的な実体を有する独自の存在である。大法人は、現代資本主義のもとでは、先ほど申しましたように、さまざまな公の保護を受けておるのであります。中小法人と全く違った存在である。こういうことになりまして、現実的にもグリーンコンサーンである、継続企業であるという実体を持っておられます。こういった実体を直視しまして、税法理論の観点から申しますと、大法人は独自の担税力の主体である、独自の課税単位を構成する主体である、こういうふうな考えざるを得ないのであります。したがって、ここに現在の比例税制自身は不公平税制である、こういうことになってきますので、憲法の応能負担原則にマッチするたためにも、大法人税制につきましては緩やかな超過累進税制を導入すべきである。そうしなければ、不公平税制の是正はできないと私は考へております。

それから、現代資本主義のもとでは、現代的な租税力というのは、必ずしもインカム、所得に表現されないものであります。所得に表現されないさまざまな租税力があります。これをキャッチするために、法人税の補充税として、法人の財産税、現代的な租税力というのは法人の財産に投影してきますので、さしあたり土地であるとか

土地の権利、有価証券等を課税対象にいたしました。法人財産税といふものを国税として導入すべきである。そこまでしなければ、企業課税の不公平は正はできないというのが私の年来の主張であります。

第五点であります。今回、グリーンカード制度の適用が延期されることになりました。私としては、このグリーンカード制度を適用しなくても利子配当の総合課税はできると考へておりました。所定どおり実施すべきであります。分離課税をやめまして、即刻総合課税を実施すべきである。どうしても申しますと、所得税の源泉徴収を徹底すればよろしいのであります。そうしますと、課税庁は利子配当に関する一切の情報をキャッチできるのであります。金融機関等は、法的に申しますと、税法上は源泉徴収義務者として徴税行政を分担するのであります。当然貯金者である納税者の身元を何らかの方法で確認しまして、したがって、仮名口座であるとか匿名口座などはないといふことになりまして、そういう氏名をきちつと確認しまして万全を期すればよろしいのであります。そうしますと、先ほど申しましたように、課税庁に全部情報が集まりますから、情報が集まっておることになります。と、納税者の心理をいたしまして、利子配当についてきちつと申告するしかないという状態に追い込まれますので、私は、グリーンカード制度の延期とは別に、利子配当の総合課税を即刻実施すべきである、このように考へております。

このほかに、いろいろ申し上げたいことがありますが、時間が来ましたので、特に、みなし法人課税であるとか中小企業継続税制等について意見を述べたかったのですが、時間がありません。私といたしましては、歳出の抜本的な合理化、これは軍事費を含めまして、行いまして、それから真の学問的な意味での不公平な税制を是正する。そうすると数兆円の税収は可能でありますので、財政の再建も赤字財政の脱却も可能である。

大型間接税は、いかなる場合においても導入すべきではないと考へております。そして、日本の運命を決定するものとして、この大型間接税の導入は避けるべきである。非常に恐ろしい運命をもたらすであろうと考へておりますので、大型間接税導入を避ける形で財政の再建と赤字財政の脱却を考へるべきである、このように考へております。御清聴どうもありがとうございます。(拍手)

○森委員 ありがとうございます。

次に、名東参事人にお願ひいたします。○名東参事人 いま問題になっております租税特別措置は、タックスエロージョン、税の侵食、税の虫食いの典型的なものではないかと思ひます。

いわゆる殖産興業方式によって税の虫食いが起こることによって不公平が出てくるわけでございしますから、したがって、こういうものをまず正すということ、これが先決ではないかと思ひます。つまり、しかし、過渡期の混乱期でございしますから、やむを得ない場合にだけ最小限度設けるべきじゃないか。しかし、その場合でも、サンセット方式などで洗い直していくことが必要であります。

現在、国家の支出、援助策に大きな限界がある。たとえば公共投資、公共事業費の投入というようなものは大きな限界のあることは、もうすでに専門家の間で明らかであります。国家の過剰介入は危険なものではないかと私は考へております。その一例が、このグリーンカード制の実施とかマル優制の廃止とかいうものであります。抱き合わせ選挙に備えて一兆円程度の所得税減税を抱き合わせでやるという可能性はあるのじゃないか。その場合に、マル優を廃止してやる可能性があるわけでありまして、

その場合を簡単に申し上げると、マル優の総額が二百兆円でございます。これの利子七％に二〇％の課税をするということをしますと二兆八千億円、ただし低所得者への還元、還付を考へますと一兆円くらいの増収になるわけでありまして、しか

し、初年度一兆円の減税と増税をやっても、次年度からまるまるもうかるから、そろばんに合うわけでありませう。

それで最多階層、最も世帯の多い階層を見ますと、サラリーマンでは年収三百万、それに預貯金三百万くらいが大体平均的じゃないか。それで計算してみますと、プラス・マイナス大体ゼロくらいになるのではありません。したがって、所得の高い階層からほぼ減税の効果が及ぶわけでございませう。したがって、マル優課税によって増税負担が、たとえば一兆円もあるわけでありませうから、

ただそれというところを大蔵省を初めとしてはいじいておられるようでありませうが、残念ながらそうはいかないというふうに私は申し上げたい。なぜかという点、実際には、裏金が匿名と利殖を求めて戦術的に動いているからです。ここに、たとえば私、数百万円しか預貯金がないけれども、もし一億円の隠し金を方々に持っておったときに、いまからマル優を廃止すると言われたときに、黙って、はあ、じゃ取っつかまえてくださいと待っているのでしょうか。そういうことを待っておられるのは貧乏人の発想なんであって、金持ちは逃げるに決まっています。

それで、逃げる場所が幾らでもあるということをお願いしたい。株式など無税かつ高利回りのものにいくらがあえていくわけでありませうが、いまマル優二百兆円のうち一〇%か一五%、すなわち二十兆円から三十兆円というのがあるが、わし金であるというふうには推定できる。これは、私だけの本に書いてあるだけじゃない。最近アングラ、地下経済の本が何冊も出ていますが、大体私と同じような結論に達しているわけでありませう。

それで、逃げ場がないという一例を申し上げますと、マル優以外の個人金融資産が百七十兆円、それにプラス法人の金融資産が五十六年末に二百九十兆円ある。政府のこれはわずかに四十兆円。個人金融資産三百七十兆円を足しますと七百兆円ある。これはいわゆる金融資産だけですよ。それから、御存じの名ばかりな法人があるわけ

です。百五十万社とか百七十万社と書かれていますが、これの九〇%が中小企業、そのまたほとんどが零細で、個人と法人との間をうろちょろしているようなものです。こういったような実態で、もぐり込める法人の流動資産が約四百兆円ある。これは五十六年末でありませう。それから土地資産。土地資産は登記簿でつかまえられると思っているかもしれませんが、最近登記しない売買が幾らでもある。それで五十七年末、公示価格で七百五十兆円。

これだけ足しましても千三百兆円ある。それ以外に、金とか書画骨とうとか宝石類がある。これは国内でありませう。国外の場合は御存じのようない海外流出がある。外貨債などは規制できるかも知れません。たとえば、ゼロクーポン債は大蔵省が抑えた。ということはできるかも知れません。が、ユーロ円。ユーロ円というのは、いま大体七兆円あるわけですが、これがいまふえているわけですよ。こういうものを取っつかまえるわけにはま

いらぬわけでありませう。そういうわけでありませう。結論的に言えば、グリーンカード制を実施したと仮定しまして、これは日銀の秘密資料というふうに私理解しておりますが、約三十兆円の移動があるというふうになり、きちんとした数字が上がっております。そういうわけで、約三十兆円も動いていくわけでありませう。だから、結局、まじめで逃げる金もなければ逃げる場も知らないといったような難魚ばかりがつかまるといふことを私ははっきり申し上げたい。もともと利子配当問題は、不公平税制の最たるものではないのです。インフレの時代を考えたところ、こんなものは微々たるものです。こういうところよりは、もっと問題にすべきところがたくさんあると私は思うのです。

一番問題になるのは、たとえば、年間所得二十万を超えたら財産調書を出さなければいけない。財産調書を出すべき人はわずかに十万人ですよ。その二〇%の人が財産調書を出さないのです。なぜそれを徹底的に調べないのか。そうすると、罰則

がないとか、いろいろなことを言いわけなさっておられるようでありませうが、そういうことこそ問題じゃないかと思うのです。なぜ罰則がないのか、おかしいと思うのです。

それから、最大の不公平税制は何かと言え、これは当然土地問題です。土地問題を避けていけないということは常識じゃないでしょうか。庶民が買いたくても、もう土地は手が出ないということ、これは明らかであります。そういう庶民の問題だけじゃないので、農業問題が行き詰まっているのも土地問題。それから、現在のようない不況になりませうと、大企業ですら土地をちよろと一部売って、何か特別利益を出して営業損益を消していくというような広い意味の粉飾をやっている。それから有価証券を期末に、三月末に売ったような形にして特別利益を出して営業損益をカバーするというような操作に土地問題が使われているということ、こういうことがいつまでも続くわけはないのであります。

それから、これは日本不動産研究所が調べた数字を申し上げますと、戦前の昭和十一年九月をひとつといたしますと、住宅地が大体一万二千二百倍になっています。住宅地以外の土地をなべても、平均的に大体一万倍くらいになっている。そうすると、サラリーマンの給与は二千倍、消費者物価は千五百倍、卸売物価が七百倍です。こういうことを見たら、いかに土地問題が重大な問題かということはすぐわかるわけですね。

御存じのように、現在の初任給と社長さんの給与を比べてみると、八対一くらいなのです。いま申し上げた戦前の昭和十一年ごろを調べてみると百対一、百分の一なのです。いまは八対一なのです。ということは、所得、フローの方は公平になったのです。公平化されてきたのです。ところが、公平化されていないのは土地問題、資産問題、特に土地問題です。だから、フローばかりつかまえてしまうと、公平を期することはできません。問題は、ストックの土地問題にメスを入れなければいけないのです。これを私は前

から叫ぶのだけれども、政府税調なり大蔵省なりが取り上げようとしません。どういうわけか私よくわからない。大蔵省に私の方から質問したい、なぜそれをやらぬのか。昔聞えらるるところによると、いろいろな圧力団体があるといっているのだけれども、まさかそれに負けておると私は思いたくないので、そういう意味で、土地問題にぜひともメスを入れていただきたい。それから、いま小倉先生が大型間接税をおわされたので、私も一言申し上げさせていただきます。

これは、いまさら述べるまでもないのであって、重大な麻薬だと私は考えているのです。こういったような麻薬にかぶれたら最後、もう日本の重税国家は自滅の方向へ進まざるを得ない、こういうことを私は申し上げたいと思う。これは、いまやっているEC、ヨーロッパ諸国なり隣の韓国をよくお調べになったら、いかに困っているかということがわかるわけですよ。それからアメリカでも、あのウルマン委員長が抱き合せてやろうとした。千三百億ドルですから、日本の金にして三十兆ぐらいの抱き合わせ、減税と増税をやろうとしたのですが、このウルマン委員長は落選に落選ですね。こういうわけで、非常に不人気な税金であります。しかも、これはヨーロッパを調べてみると、大体戦争の前に導入するという形になっているわけですね。

こういうような一般消費税のごときものをやるというのならば、なぜ、その前に資産課税をやらないか。西ドイツもやっているわけですよ。そういう順序というものを踏まないで、取りやすいところから取るという発想の仕方。税金というものは常に取りやすいところから取るべきだとかいう原則があるみたいですね。その原則を余りおやりになっていると、革命というものを少しお調べになつたらいと思うのだけれども、アメリカの独立にしろフランスの革命にしろ、すべて税金問題なんですよ。日本人が幾ら羊のような哀れな人間だといったところで、限度がありますよ、限度が。

そういうわけで、余りサラリーマン、国民というものをばかにし切ったような形に持っていくことは、私は、日本のために非常に不幸だと考えるわけであります。

財源は、これはない、ないということばかり新聞で拝見するのだけれども、勉強不足じゃないかと思う。たとえば土地問題をいま私申し上げたわけですが、これは不動産研究所の発表でありまして、この二十三年間に三十七・五倍になっている。したがって、公示価格で土地の増価分、値打ちがどのくらい上がったかという、七百三十兆円に上っている。したがって、大口に限定する。大口に限定するという意味は、東京、大阪、名古屋、三大都市圏の大地主を調べてみた。そうすると、仮に全部それを売って譲渡所得があると仮定すると、十億円以上の人は一人から一万五千人しかいないのです。したがって、農地の宅地並み課税のような、百五十万人なりそういった大勢の農民の方や農家の方を敵にすることなんかないのではないですか。ああいう拙劣なことをやめて、わずかなところ、大口のところにはばっとおかけになったらいいと思う。そのかわり、失礼だけれども、こういうお金持ちには敷一等を与えていただく。はつきり申し上げて、皆さん方が敷一等いただいたってしようがないのじゃないかと思う。敷一等というのは、私はこういう方に差し上げてもらいたい。これはぜひそうしてもらいたい。

そういうわけで、私計算いたしますと三百六十五兆円。しかし課税標準というものは低くて、公示価格の半分以下でありますから、自治省の発表しておる課税標準によりますと約百兆円という数字が出てくるわけですね。これをいただきますと、百兆円に一〇％を掛けると十兆円。したがって、現在いただいております土地の三兆円を引きましても、七兆円ぐらいになるわけでありまして、したがって、この問題はどうしても避けて通れない問題であるということ、このままの状態であれば、かなり激しいデフレ、不況なり、さらに

最悪の場合は恐慌も起こり得る可能性はあると思うのです。したがってそれを打ち消す。

たとえば、いま発展途上国の対外債務は六千億ドルを超えているわけでありまして、日本の金で百五十兆円もあるわけでありまして、その大体四分の一を日本が持つておる。また、その半分ぐらいを民間が持つておる。こうなりますと、もしそこにモラトリアムでも申しければ、これは一つの信用恐慌になりかねませんので、したがって、必ずや金の救済があるでしょう。そうすると、大インフレーションの可能性がまたあるというわけでありまして、そういったような不況と長期停滞の可能性とインフレーションの可能性があるということ、さらにその上に重税です。重税国家になる。トリプルバードンのような形でどうして日本がやっていくのか。私は、幸いにして国会議員でもなかったし、いわんや大蔵大臣でも何でもないで、本心に助かったと思つて喜んでゐるわけです。

どうも失礼しました。(拍手)

○森委員 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○森委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤(山)委員 大蔵委員会に四年ぶりで戻りまして、税の方の問題は大変勝手なところで、質問するのには何かどう展開するか、ちょっと迷っているのではありませんか、きょうは参考人に対する質疑でございますから、非礼にわたらないように丁寧な質問をしたいと思つております。

まず最初に、小倉会長に御意見を伺いたいのであります。税制調査会というのは、本当に国家、国民のために機能しているのだろうか。いまも両先生から、もっと先にやるべき問題がたくさんあるということを描き出されたのであります。私

も、そういう感じがしてならないのであります。優先順位を誤らずに、もっと国民的要望や期待というもののメスを入れる、そういうことが本当は税制の任務であり、機能であるべきなんじゃないのかな。どうも税制調査会の権威というか、そういうものが最近大変薄くなつてしまつたのじゃないか。

私も、昭和三十五年国会に初めて出た当時、中山伊知郎先生が会長の時代、いろいろな御意見を聞かせていただいたのでありますが、あのころから見ると、だんだん税制というのは力が弱くなつてきて、正論は吐かなくなつてきたのじゃないのかな、そんな感じがしてならぬのであります。蔵相は、おととい参議院で、権威ある税制でこれから検討を願う、権威ある税制という言葉を使つたのですが、会長さんは二年有半、もっとやりましか、会長の任務をお務めになりながら、権威ある税制と言えらうか、この辺ひとつ見解をちょっとお聞かせ願ひたいのであります。

○小倉参考人 私みずから、権威あるとかないとかと申し上げにくいので、これは、もう諸先生方の御批判によって自戒する以外にはない、こう思ひます。中山伊知郎先生が会長をされておられたころにも、私は税制調査会の委員だつたことがございまして、お話しのように、あのころは大変税制調査会も権威があつたと思ひます。それに比べると、最近はどうかという多少疑念がないこともございませぬ。

○武藤(山)委員 というのは、昭和五十五年十一月の中期答申の中でいろいろなことを決めていたのです。総合課税化もきつとやる、あるいは記帳上の問題についてもクロヨンとかトボーサンと言われるような現象を、きつと所得課税の執行面での把握差をなくすために記帳水準を高めるとか、いろいろなことをいいことも言つていたのです。

ところが、それがほとんど実行されないのです。ね。五十五年十一月の中期答申が表に出てこないのです。どこに欠陥があるとお考えでしょう

か。

○小倉参考人 ただいまお尋ねの申告納税制度の適正な運用ということにつきましては、その後税制調査会に特別部会を設けまして検討を重ねておるのであります。検討を重ねておりますが、どうも問題が非常にむずかしいということがだんだんわかつてまいつております。もし容易であれば、申告納税制度が導入されたときに、恐らくもう少し完全な申告納税制度が発足したはずなんです。しかし、どうやらそうでなかったというのを、いまになって直そうというのですから、これは各方面にいろいろの御意見が出てまいります。無論利害関係からの御意見もございするし、また、記帳というところに大変なじまない業種、業態もどうもあるようございするし、それからまた、法律問題としても大変むずかしい問題を含んでおるようございします。

また、そこまで詳しくは検討が進んでおりませんが、そこで申告納税制度の原点に戻つて考えます場合には、その後の経過は少し捨象しまして、申告納税制が本当にうまく実行されるということと担保するためには、どういう補強策が必要であるかということとをどうも検討しなければならぬということで、申告納税制度について整備をするという基本的な考え方は、もうすでに一、二年前にはつきり税制調査会としてほぼ認識されておるわけでありまして、具体的にそれをどう進めるかということについては、もう少し具体的に検討を進めてまいりたい。ただいまその検討の途中でございます。

○武藤(山)委員 中期答申の中で実現できたのは時効の問題が手をつけられた。従来賦課権の除斥期間が五年だったのが七年になった、そのくらいなことですね、根本的なことでこの中期答申の中で実現を見ているのは、総合課税化も、グリーンカード実施、またこれも延期になってしまつたね。

そうすると、せっかく税調で答申をして、総合課税化が税の公平化の前提であるという角度から

総合課税をやるべしという見解が、せっかく実行しようというやさきに、これまた延期になってしまった。延期になったことについて、会長として何か特に関心ませんか。あのときに会長が毅然とした態度をとって、税調答申で総合課税化のためにグリーンカードが必要なんだということをわれわれは意思確認したのだから、そういうことを数々の暴力で、数によっていとも簡単に変更するようでは、私は税調会長をやらぬぞと国家国民に向かつて責任をとるぐらいな、そういう会長であってほしいのです。まあおそくないのであります。御心境はどうでしょう。

○小倉参考人 グリーンカード問題につきまして、これは、延期になって今後どうするかという問題にいまなっておりますが、そういったことについては私自身も大変残念に思っております。し、また、いま申されましたように、多少責任と申しますかのようなことも感じていないわけではございません。

ただ、グリーンカード制度が実施されるという直前に至るまでの間におきまして、いろいろの各方面からの意見が、恐らく先生方の中にも寄せられておるでございまして、税制調査会の各委員の方にも寄せられてまいっております。その中には、やはり積極的に値するよう御意見もなすことではないのであります。したがって、政府あるいは政府与党の考え方がいかにかわらず、税制調査会としても、あの制度をそのまま強行するということについては、多少考えてみる必要があるのではないかというところが、やはり多少ずつあったということも事実でございまして、したがって、この三年間延期法案がどうなるか、これはわかりませんが、仮に延期になりましますとすれば、できるだけ早い機会に当初の趣旨が実現されるように、そしてまた、各般の御疑問なりあるいは御不満なりに対して、どういふふうなところを調整できるかというところを考慮して、できるだけ早い機会に、当初の趣旨が実現するだけ通りますような形に持っていくということ

が、どうも税制調査会としての責任ではないか、こう思います。もともと、この法案が通ってからのことになりましますけれども、あるいは法案の帰趨がはっきりしてからになりましますけれども、場合によっては、できるだけ早い機会に今後の対策を考えてまいりたい、こういうふうな存じております。

○武蔵(山)委員 小倉先生、税調というのは事務局体制も大変貧弱であり、資料の収集能力もない。結局、大蔵官僚の提出するものを基礎に物を判断する、そして政治情勢の動向も大蔵省の進言に基づいていまいかな、グリーンカードはまああったような意見もあり、傾聴すべき点があった。なんというところをいま言ったのかおかしいです。法律になってからでなくて、税調もそれを承認しておいて、大蔵省もやろうというところに全部決まっていたものが、実力の政治、理念の政治、のりや越えなない政治、というのがあるようでありまして、何でも構わない、実力さえあれば数でもって何をやってもいいということになったら、一体税制調査会が必要なんですか。税制調査会というものは何のためにあるのでしょうか。そんなので、私が最初に権威の問題を持ち出したのは、そうなりますと、いま言った総合課税すら足を踏み入れないでございながら、この中期答申の物の考え方は全部崩壊です。なぜなら、この考え方は、そういう公平化をきちんとやれば、結局幅の広い、これは「課税ベースの広い税目」に着目せざるを得ない」ということを何方も言っているんです。というところは、これは頭の中にあることは大型間接税なんですね、課税ベースの広い税目という意味は、そのためには総合課税化をきちんとやり、租税特別措置法の見直しをきちんとやらないといふことを言っているんです。中期答申はいいことを言っているんです。しかし、いまのような会長先生の御意見では、中期答申は全部死文になります。いいですか、それで、税調の権威はあります。

○小倉参考人 死文になるかどうかということとは、ちよつとむずかしい話になりますけれども、税制調査会の答申というのは、国会の決議とか法令と違ひまして、いつまで有効であるかどうかというところは、そもそも明瞭でございせんのです。したがって、先生御指摘のように、死文になっているに近しい部分もあるかと思ひます。

したがって、そういうこともございまして、この五十八年度の税制改正が国会での御審議を経たという段階において、たゞまえのような御意見もひとつ組み入れて、できるだけ早い機会に次の中期税制のあり方についてひとつ検討しようという指示があったとか、税制調査会がそういう決議をしたというわけではございせんが、従来の例もありまして、いまお話しのように、五十五年の中期税制のあり方自体がおかつ全面的に生きていけるという前提で今後税制改正を進めていくというわけにもどうもまいらないというような事情もございまして、新しい中期税制のあり方を検討するというのが現在のところは適当でないか、こういうふうに考えております。

○武蔵(山)委員 私ども社会党は、土地増価税法案、すなわち土地再評価の税制を提案したり、あるいはいまの資産課税原則をもっと貫く税制体系に直せとか、あるいは課税最低限が、外国と比較して云々とすぐ大蔵省は言うけれども、六年間もほっておいていまの状況を見たら、これはどうしても減税をせざるを得ないぞとか、いろんな法案を提案いたしているわけでありまして、そういうことをきちんと、まず資産課税の問題について、なるほどこれは直さねばならぬ点がある、総合課税化の問題をきちんとしなければならぬ。そういう不公平なり不正なり原則なり公正原則に反するようなことは徹底的に、右顧左顧しないうで税調としては優先順位をびちんと決めて、そういうものが処理されたら、課税ベースの広いものに着目しない限り、五年先、十年先の日本財政はどうにもならぬのです。というのなら、私は、話はまだわかるのです。そういうこと

とをしないで、ただ課税ベースの広い税目に着目すべきだと言つたつて、それはなかなか納得いかぬですね。そのところはやはり税調として、もう少し深くしかも中期的に検討がでないのか。もしできないとすると、私は、税制調査会の委員そのものの資質と経験と能力に問題があるような気がするのであります。そういう感じがしてならぬのであります。

というのは、この税制調査会の委員の臨時小委員会に所属した特別委員はマルがついていて、すね、議論に参加する人。このマルがついていて人をずつと分類してみると、小倉会長が教授で学者ですが、学者が六名、それから新聞記者OBが六名、官僚OBが三名、経済評論家二名、作家が一名、こういう構成なんです。この先生方を、私は、この先生方が全くだめだとかいかぬとか言っているのじゃないのですが、こういう比率で、内閣が任命するのではありませんが、本当に日本の税制構造なり日本の財政再建なりをこれらの人たちが託されているんだという意識を持って、本気で日本の税制問題にメスを入れてくれる人たちがいるかどうか。

個々の名前は申し上げませんが、これを見ると、どうもこの選考の仕方にもちよつと問題があるんじゃないかな。小倉先生が幾ら一人りっぱでも、やはりそれを補佐し協力し議論をする人たちが、大所高所から物を論じてくれる人がいなければ、みんなそれが何かの圧力団体と結びついていってしまったら、それはいいものは出てこないですよ。これは危い、これはつぶされと思へば引つ込んでいっちゃうのです。どうもところが、この委員になると皆一等になるんだそうでありまして、一等にすると、これはちよつと僕は考え物な点があるような感じがするのであります。

これは、会長に答弁しろというのは酷ですから答弁は求めませんが、会長は、大体ことしが任期でございまして、またあと三年おやりになるのですか、ちよつとお聞かせください。

○小倉参考人 まず、任期の方からお答えします

が、たしか委員の任期は三年でございまして、この秋で全部任期が来るのであります。

したがって、政府でその後の後任という人と変ですが、新しい委員を任命されるということになります。もともと、近ごろどういうわけか、余り長く一人の人が同じ委員会に所属することとは何か自粛されておられるようでありまして、長くて三期、したがって九年、九年になる人は自動的に交代するというのが恐らく政府としての方針のようであるので、そうなるだろうと思ひます。

それから、臨時小委員会の構成でございまして、これはちよつと申しにくいのですが、会長が委嘱することになっておるのです。したがって、人選が懸れば私の責任ということになります。政府ではないのでございまして。

御承知のとおり、税制調査会の委員は、やはりそれぞれ税を納める大口といひますか、関係の方面の方も入っておられます。むしろ数としてはそちらの方が半分以上になるかと思ひますが、臨時小委員会というのは、最終的に答申の起草をお願いすることになるわけではございまして、余り利害関係が明瞭な方に入つていただく、とても議長として収拾がつかなくなる。議長は私になるわけでもございせんが、そういうことで、できるだけ第三者的な学識経験者、みな学識経験者でございまして、学者出身の方、それから主要な新聞関係の論説等を経験した方、そういった方を中心にお願ひをしております。いまして、余り特定の業界、特定の利害関係に深いような方はなつていただかないように従来うなつておるわけです。しかしながら、果たしてそれがいいかどうかということについては、いろいろ御議論がございまして、また税制調査会の中でも、お話しのように、臨時小委員会の構成についてはときどき疑問が寄せられることもございします。

○武蔵山委員 そうすると、小倉先生はことしで大体任期いっぱいまで退任される、いまこう聞

き及んだのでありますが、先生の長い識見、博學そして勇氣、これは、私は常日ごろから小倉先生個人については大変な敬意と敬服を抱いていた一人なのであります。退任される前に、最も基本的な問題をきちつと中期答申でお出しになつてやめる、そういう気持ちになつていただけるものなのか。それとも、もうこの秋任期が来たらしはさよならなんだ、そんな御心境ですか。国家国民の財政再建、経済の動向、国難と言われるほど大変な時代だと言われているこの昨今、税制調査会長の任たるやまことに重いと私は感じているのであります。その辺の信念とこれから対処する姿勢について、ひとつお伺ひをしておきたいと思ひます。

○小倉参考人 釈迦に説法でございするけれども、税制問題だけを取り上げまして、数年前以前とは状況が非常に違つておりまして、自由にいろいろのことを考える余地がほとんどなくなつてきた。

たとえば、早い話が、言葉の意味の理解の仕方は人によつて違ひます。増税なき財政再建といふことを言われておるわけでありまして、それから他方、こういうような財政の危機とまで言われる困難なときに、大幅な所得税減税といふ主張もございするし、これは、ある程度必要性もあるといふことも考えなければならぬ。しかも、一般的には財政が非常に困難である。歳出削減で道を開けばいいではないかといふふなことも当然考えなければならぬ。果して、財政再建もでき、必要な減税もできるほどに歳出削減されることのできるというふなことは、これはできないと言つては語弊がございするが、はなはだこれまた至難なことではないかと思ひます。一般消費税といふのは、国会でそれによらないで財政再建をすべきだといふ御決議もございします。したがって、税制上とるべき方途といふのは、もうはなはだ限られて非常に至難な状況になつておりますので、先生方の御意見もひとつ十分拝承した上で、この秋にでもし考えられれば考えら

れる中期答申には、そういう困難の中でどうしたらいいかといふことにつきましては、これは大変むずかしい問題でございまして、行政サービスといひますか公共サービスが低減してもよろしいといふ、そういう国民的な世論が起つてくるのか。それなら、それも一つの選択の方法かと思ひますが、しかし、行政サービスその他がそんなに削れないといふことではあります。やはり何か財源を確保しなければならぬ。しかも、その財源は公債には依存しないといふことであれば、これは消費税であろうと、あるいは資産税であろうと、あるいは法人税であろうと、しかるべき増税措置を講じなければならぬ、そういう選択に迫られておるときでありまして、私も、そちらでいまるべきだといふ結論は得ておりませんし、また早急に結論は出せんけれども、特に昨今の国会での御審議あるいは世論の動向等も考へて、できるだけ善処してまいりたい、こう思つております。

○武蔵山委員 会長は、読売新聞とのインタビューで、今日九日にかなりはつきり物を言つてゐるのですね。この報道が間違ひなら別であります。これは一問一答形式になつていますから、この中身については間違ひしてないのですか。大体記事は会長の御意見をそのまま報道していると受けとめてよろしいやうでございしますか。

○小倉参考人 実は私、その記事を精読しておりません。読売新聞ですから、私の申ししたことと違つたやうなことを適当に書いておるということではなからう。言葉の一つ一つの端は別として、おおよそ私の申し上げたことが載つておるのだらうと思つております。

○武蔵山委員 この中で、会長さんの御意見に賛成する点が多々あるものであります。これは、非常にいいことも言つてゐるのであります。たとえば、グリーンカードの三年凍結問題についての会長の御意見は、マル優あるいは利子非課税制度を全廃するというのはどうだろうか、これは賛成できないという意味のことを言つ

ている。何をきちつとすべきかといふことは、非課税限度の管理をルーズにしたままで云々するのは、存続しろとかしないとかという議論はおかしい、こゝ言つてゐるのですね。だから、管理がルーズならけしからぬといふことを言つてゐるわけですよ。だから、管理をきちつとしようといふのがグリーンカード制だつたわけですね。そうすると、グリーンカードを三年凍結するのはやはりいかぬ、こういう意味にも解せるのですよ。管理をルーズにしない法について、それともそれ以外に会長さん、何か別な名案をお持ちだったら教えてください。

○小倉参考人 これは、個人的な見解になつてはなはだ恐縮でございすけれども、グリーンカードは、御承知のとおり二つ意味がありまして、一つは、郵貯なりマル優なりの限度管理をきちつとする。もう一つは、利子等の総合課税に移行する。

この二つが目的であつたのでありますが、いまのマル優の廃止云々といふ問題に關連して申し上げますれば、せめて郵貯とマル優の限度管理にグリーンカード的なものを生かすといふことは最小限度必要である。同時に、全体としての総合課税に移行するにはどうしたらいいかという二段に分けて考えたらよろしいのじゃないか。この後の方が若干私見といふわけではございします。

○武蔵山委員 会長も御存じだと思ひますが、大蔵省の発表といふことで新聞報道があります。個人貯金の五〇％が非課税を利用している。これは大蔵省の発表ですね。しかも口座数が五億一千九百六十二万口。五億一千九百六十二万口座があるのです。人口は一億一千九百万でしよう。オギヤと産まれた赤ちゃんから全部含めたつて一億一千九百万になるべきなんです。口座は、それが五億一千九百六十二万。これは目に余るんじゃないでしょうか。これが一億五千万口くらいならまだしも、五億一千九百万も郵便局と銀行だけである。それ以外にまだあるんですよ、国

債の方とか財形貯蓄とか。

こういうことをほうっておいて、課税ベースの広い税目に着目して新しい税制をなててを考へられる時期なんですか。まず、こういうことをきちんとしない限り先へ行けないんじゃないでしょうか。そのところはどうか、大ざっぱな意見で。ある程度こういうものを公平化をしました、だから、次、それでも財政がこれから五年先、十年先はこうなるんで、ひとつ国民の皆さんよと呼びかけるならまだ話はわかりやすい。私も、全然将来のことがわかっていないわけじゃないんです、いまここで論じているのは。

大蔵省が出したこれからの要債償還額というのを調べてみると、四条国債は六分の五を借りかえして六分の一だけは元金償還をするというのがたてまえになっていきますから、仮にこの四条公債の六分の一の償還と特別公債の十年期限が来たものを返すと計算して利子まで計算すると、昭和六十年には十三兆三千七百億圓、元利で償還しなければならぬのです。六十年度になると十三兆三千、十年後の昭和六十八年を計算してみると十九兆六千三百億圓になる。

そうすると、いまのまま一体日本の財政がどうなっていくかということ、税制調査会の委員なら、これを一つ目標値に置いて、いま何から何をどうしていかねえたら三年先はこうなるぞ、五年先はこうなるぞということ、やや立論の根拠はきちんとできると思うのです。それをどう解決するかということの手だてをきちんと立てないと、その場だけ圧力が来ればやめてしまう。つくった法律は朝令暮改で、その法律をつくったときの大蔵大臣がまた延期するときの大蔵大臣だなんて言って全く責任を感じない。こういうことでは税制調査会としてがまんならぬのが筋じゃないかと私は思うのです。

ですから、このマル優の管理がルーズになっているところに問題があるという点では、会長先生もきちんと着目しているわけですから、その管理をきちんとやらせるといのが国民のための税調

会長じゃないでしょうか。それとも、政治の圧力というのは、多数党というのは、女を男にし、男を女にする以外何でもできるのだからしょうがないや、こうなっちゃったら、一体本当の理性の政治とか道理とかというものはどうなるんでしょうか。日本の未来を考えたときに大変楽がするのではありませんが、会長は、あれやこれや、最近の動きを見てそんなことを感じませんか。

○小倉参事 大蔵省をいたしたいうで恐縮するわけでありまして、税制調査会全体としてどう考えておるかということについて申し上げるわけにもまいりませんけれども、私といたしましては、たとえばグリーンカードの延期に象徴されるような、またマル優なり郵貯の限度管理についてルーズなままにしておくような状態が続くという前提では、根本的な税制改正はできないという認識をしております。

○武蔵(山)委員 次に、会長さん、この新聞報道で大変重要なことをいろいろ述べているのでありますが、申告納税制度のあり方について「これまで税調でも申告納税制の見直しを最大の課題の一つとして取り上げてきた。ところがいろいろな方面から反対意見が出てきた。自営業者の人たちは自己申告による納税が民主的だと思込んでしまっている。いわゆる見直しも課税はけしからんと考へが強い。また、記帳を義務化すると、税務署が自分のふところの手を突っ込んだように思ふらしい。しかし、」ここがいんです。しかし、本来は記帳に基づいて納税するのが建前だ。このところはびしと決めているんです、反対意見は前段にあるけれども。

そこで、「本来は記帳に基づいて課税するのが建前だ」というこの見解を、この哲学をやはり物にしなればいかにですね。物にしないで言うだけでは、これは税調会長というものの権威にかかわると私は思うのです。ですから、これを物にしてもいいのです。いま、減税する財源ないと言うけれども、いま

の申告制度そのものをきちんと整理すれば、一兆円や一兆五千億円の税金は出てくるんじゃないでしょうか。たとえば、いまの日本の所得税法百二十条は、所得が出たと自分が認識したら申告しなさいということでしょう。自分が認識しなれば、課税所得が出たと思わなければ申告しなくもいいわけでしょう。罰則も何もありません。これはヨーロッパでは、アメリカやイギリスやドイツでは罰則があります。日本は罰則がないです。ですから、全く税金のことを知らない、たとえばあるバリのママが年間一億収入があったけれども、私、何も貯金ないわよ、残りがなければ所得なかったと思つた。したがって税務署に用紙ももらいに行かぬし、申告しなかった。それは許されるわけですよ、いまは。

国税庁の調査によると、個人事業者は農業を除いて約七百万件ある。そのうち税務申告しているのは二百万です。あと五百万の業者は申告していないのです。所得がないと思つたからでしょう。税務署にたまたまつかまつたら七年間さかのぼって取れるという法律にはなっているけれども。

したがって、そのいまの申告制度のあり方というものにやはりメスを入れる必要があるんじゃないでしょうか。アメリカは一応収入基準で申告させています。ドイツもそうです。ドイツの場合は、農家の場合は一年間三百五十マルクでしかね、去年あたりの税法では、それ以上の収入があったものは全部申告しなさい、個人事業者の場合で、一人親方の大工の場合は年二千万なら二千万以上の収入があったら申告しなさい、それが赤字であろうが所得があるがなからうが申告しなさい、そういう収入基準なんです。そういう仕組みにすることによって、クロヨンという非難がなくなり、トローサンという非難もなくなってくるんじゃないでしょうか。

そういうことを本気で検討し、国民の前に明らかにしていくのが税調の仕事なんじゃないのかなという感じがしてならぬのでありますが、これら

の問題については、所得税法百二十条の問題についてかなり突っ込んだ議論をしていらっしゃるんじゃないでしょうか。それと、会長自身の、いまの所得基準申告が総収入基準申告か、その議論について、どのようにいままで検討してきたんでしょうか、会長の見解を聞かしてください。

○小倉参事 申告納税制につきましては、どうもいろいろ誤解があるんじゃないかと思うのです。スタートがどうもまずかつたんじゃないかという気がするわけです。スタートしてからずいぶん長い間年月がありますから、いまの申告納税制度が正しくて、それが民主主義であるというように思い込んでしまっている、どうもそういうことがあるのじゃないかという気がいたします。

したがって、たゞいまの武蔵先生が話になりました申告納税制度に関連する検討項目につきまして、税制調査会の特別部会でもいろいろ検討いたしております。記帳の義務化の問題、これはなかなかむずかしいですけれども、記帳の義務という問題についても検討の項目になっております。あるいは推計課税ということも一つの検討項目でございます。あるいは総収入の申告制というの検討項目でございます。そういういろいろのことを検討してまいっておりますが、まだ結論を得ておりません。できればこの秋までぐらいにはひとつ結論を得て、申告納税制度を本来の姿に持っていきたい、こういうふうに思っております。ただ、どうしても記帳がしにくい、記帳になじまないような業態もあるようでございますから、そういう方に納得していただくということが一番大事でございますので、そういう点もあわせてひとつ考えてまいりたい、こう思っております。

○武蔵(山)委員 質問項目がたくさんあって、とても時間内に終わらそうもありませんので、北野先生と名東先生もせっかくおいでいただいて、一言も質問しないのでは非礼になりますので、ちょっとお尋ねをいたします。名東先生、租税特別措置は不公平を生む源泉で

あるから、虫食いを起こすわけだから、これはできれば全部やめるべきだ、それからその中で、国家の過剰介入は危険である。この国家の過剰介入の限界ですね。いまの現代資本主義国家というのはレッセフェールで、すべてアダム・スミスの発想に戻れというのがいまレーガンやサッチャーのはやり言葉ですが、私は、その道を選ぶべきでないという発想で、アダム・スミスからマルクスへ来てケインズにいたる現在の経済政策の手法というのは、新しい経済学が生まれない限り、やはりケインズの手法以外目下のところ名案はなかなかないのじゃないか。したがって、国家の介入というものはある程度認めざるを得ないのが当然のいまの現状じゃないかなという感じがするので、先生のおっしゃった、国家の過剰介入は危険だという、この過剰という限界がどういう考え方でいうか、ちよつとお聞きをしておきたいと思うのであります。

それから、資産課税、法人に対する課税あるいは土地問題に対する課税、これはわが党も政策の中に掲げているのであります。いまのような世界長期不況の中に突入してしまつた現時点で、そういうことを本に行つたら、経済に対してどういうマイナス効果があるのかという点の計算が非常にむずかしい。私たちも、そういう点が非常に心配のために、そういう法人課税なり資産課税なりの膨大な金額を一律に取るうというところについては、大変心配をいたすわけでありまして、したがって、その辺の限界をどこへ求めるかが大変むずかしいと思うのであります。名東教授ほどのようなことをお考えになつておるか、ひとつお尋ねをいたしたいと思います。

それから北野先生は、グリーンカードを延期されたのなら、グリーンカードなんかなくとも総合課税はできるはずだから、ある程度脱漏、不備な点があつても総合課税化を直ちに行うべきだという見解のようでありまして、何らかの手だてをしないと、総合課税化というのは非常に厄介なんではないか。郵便局の非課税貯金という制度を一方

に放置しておいて、このところは一切名寄せが出てこないで、総合課税化をはかだけやれということになると、これもまた不公平を生むという議論が出てきたりして、やるとすれば両方同時にばしつとやらざるを得ないというところからグリーンカードは出てきたんだと思うのであります。その辺、先生の名案があつたら御教示をいただきたい。

両教授からちよつと意見を聞きたいと思ひます。

○名東参考人 非常に重大で、かつなかなかむずかしい問題でございまして、国家介入の限界点について、ノーベル賞をもらつたステイグラーあたりでもいろいろ論文を書いてるわけでありまして、どちらかというところステイグラーは消極的、やはりマイナス面の方を重視してゐるんじゃないか。その前にノーベル賞をもらつたフリードマンあたりは、さらに消極的になつてくるわけですね。ただ、トビン、これはかなりケインジアンなものでありまして、積極論者だと考へていいと思うのです。だから、ノーベル賞受賞者ですら意見が分かれてゐる状態でありまして、そこに、現在の経済学なり経営学が完全に破綻したと私も思つてゐるわけでありまして、諸説が分かれてくるのは当然だと思ひます。

ここで、私の私見になるわけでありまして、大体十九世紀までは古典派の力が強かつたと思うのです。リカード的な考え方が、もちろんそれにマルクスも入つてくるわけでありまして、それ以後は、特に戦後は決定的にケインジアンですね。ケインジアンに新しい古典派が加つてきたというか、アメリカのいまの学界を支配してゐるのは、大体新古典派にケインジアンが乗つてゐるわけですね。だから、もちろんマル経なんというのはほとんど問題にされてゐませんし、一部の考え方それとありまして、アメリカの学界を支配してゐるのはそういう考え方だと思ふのです。最近ではケインジアンの方ではもうやつていけないのではないかと。たとえば、ケインジアン

は哲人政治を考えています。哲人なんてあり得ない。失礼かもしれませんが、これは悪く言えば、圧力団体に弱くて金をばらまいていく、そういうような衆愚政治になりかねないというところ、言われているわけでありまして、そういうわけで、ケインズの考え方方を修正するといふ考え方はもうやむを得ないといふ考え方が出てゐるというふうには私は見てゐるんですよ。

それからいって、古典的なものに返つていく、フリードマン的な完全競争という形になると、これは南の国々あたりに言わせると、赤子と大人が自由競争したら勝てるはずないじゃないかというの、南の方の言い分だろうと思ふのです。だから、フリードマン的な完全自由競争の原理というものはおかしいと思はざるを得ないんですよ。そうかといつて、マル経が正しいかといつて、ソ連なり中国の現状を見たら、マル経が必ずしも正しいとはいへないわけですね。

そうすると、そこに非常な混迷があるわけでありまして、私の見解では、余りいまのような形でナシナリズムになつていくと、どうしても頭の方でケインジアン的なふくれ上がつてくる可能性があるわけ、これは、ひっくり返つてしまつていう危険の方が大きいんじゃないか。したがって、下の庶民階層、これは私、生活者と呼んでゐるんだけれども、単なる資本の操り人形ではないのであつて、それを脱皮していき、生活者の目覚めといひますか、そういう一つの基盤ができなければ本物にならぬのじゃないか。だから、余り国家の方で過保護で至れり尽くせりのことをやっていると、転倒するといふ危険が非常に

ある。これは、はつきり申し上げると、たとえば私、いま論争してゐる伊東光晴教授と違ふところはどこかといふと、彼は、福祉税なら大型間接税でいいじゃないかといふことを唱道してゐるわけでありまして、この辺が私と食い違ふ根本のところでありまして、福祉税といふものは、単に税金で金を取つて、そしてそれをばらまくといふことが

一体福祉なのかといふ根本の疑問を私持つてゐるわけですね。現在の福祉国家、イギリスなりスウェーデンなり北欧を見たら、税金の半分以上も取つて成功してゐると思へないわけですよ。

そうすると、やはり日本人といふのは非常に働き者でありますから、職場とかボランティアを含めたいろいろな働く場を確保するといふことを考へたら、大増税によつて民間の力をそいでいくとか活力をだめにしてしまふ、そういう大増税政策を容認できないというのが私の結論なんです。

それは古典的だといふ御批判を受けるかもしれませんが、古典的なアダム・スミスの見えざる手なんというものに頼つてゐるわけにいきませんけれども、あえて言うならば、シューマッハーの言つてゐるスモール・イズ・ビューティフルの、小さいことはすばらしいといふ哲学がいまないんじゃないか。ビッグ・イズ・ベターで、大きければいい。失礼ですが、大きければいいといふのが国会を支配してゐる原理じゃないかと思ふんですけれども、そういう考え方で果たして乗り切れるかどうかといふ危険を、はつきり言つて私持つてゐるわけですね。

そういう、大きければ大きいほどいいという原理がこれから通用しなくなるんじゃないかという危険を私は持つてゐるわけでありまして、そういう意味じゃ一つの哲学かも知れませんが、はっきり言へば庶民の目覚め、そういうところとまて問題を取り下げ、日本人の勤勉とか節約だとかいうところをもう一回掘り起こしてゐる、そういうものでない、本当に立ち直つてこないんじゃないか。失礼ですけれども、政治家とか政府が、特に政府、大蔵省が逆立ちして自分の権限ばかり広げようと思つて、いろいろ税金を考へてゐるらしいけれども、そんなことで国が救えるなんて私は思へないんですよ。重税国家になれば、ろくなことないと思つてゐるわけですよ。そういうわけで、先生方は庶民の味方だから、庶民の生活防衛のための活力を何とか伸ばすようにしていただきたい、こういうふうに考へるわけでありまして。

それから、これは一般に言われてないことであります。が、一般会計、特別会計、政府関係予算、それに公共自治体の予算、これを含めたら五十七

第二点は、現行法上も郵政当局に対する税務調査は可能であります。所得税法二百三十四条の税務調査権の対象になりますので、郵政当局に対し

えておりますので、可能であるということですね。そうむずかしい問題ではないと考えております。

の新しい事態でございますので、そういう事態を踏まえて、政府の御意向もございましたら、できるだけ早い機会に、いまお示しのような

いろいろな税源措置なども考えた上で、できるだけ御期待に沿うような結論を得たい、また、こういうふうな税制調査会にお願いをして審議をしてまいりたいと思っております。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
○武蔵山（委員） われわれは、いま租税特別措置法の法案を審議しているわけでございますので、租税特別措置法の五十八年度改正について、税制調査会長として満足のいく改正なのか、それともまだ切り込みが足らぬと考えているのか。

ざっと拾ってみると、整理合理化で減税をするもの、これをずっと見ると、特別償却制度十項目の中にも、私から見れば、もう要らぬじやないかと思ふものがある。それから、準備金の積立率の引き下げ六項目、これも引き下げよりもやめていいのじやないかと思ふものがある。

今回の法案の中で、租税特別措置法の廃止は四項目しかないですね。重要複合機械装置の特別償却、中小企業事業転換の施設の償却の特例、協業のために現物出資した場合の特例、森林組合合併の登録税の軽減、この四つだけが租税特別措置法の廃止なんです。あとは全部申しわけ程度に、積立率をちょっと引き下げる、あるいは償却制度もちょっと比率を落とす、登録免許税の軽減問題については六項目とも全部存置、廃止はない。それに加えて改善、新設、これが税調で答申をしていない投資促進のための投資減税。特定基礎素材産業対策促進のための税制。自動車関係税は期限の延長でありますからよしとしますが、もう一つが少額貯蓄等利用者カード、グリーンカードの延期。こういうのを見ると、税調の意思なんというのはいくく無視されているのじやないか。

〔その他〕のところには十四項目、十四項目の中でさらに細分化すると十三項目ごちゃごちゃいっぱい租税特別措置を認めて、二十六項目もその他の項目の中で許される。税調の方でも、租税特別措置については徹底的な見直しをするというところが、ここの答申にもあるいはまた中期答申にも書かれているのでありますが、しかし、このよ

うなやり方で本当に租税特別措置を整理しよう、廃止をしていこうという意思があるのかどうか疑問なんです。

まさに釈迦に説法であります。租税特別措置法は、「この法律は、当分の間、特例を設けること」として規定するものとする。というところで昭和三十三年三月三十一日にできた法律で、「当分の間」なんです。当分の間がいつまでたらだらとずっと続いていること自体が大変な疑問を持つ。どうしても恒久法にした方がいいと思うなら、ちゃんと国会で恒久法にすべきなのであって、「当分の間、特例を設ける」という暫定的な法律の精神からいって、この程度の切り込みでは大変不満であり、足らぬと思うのでありますが、会長の見解はいかがですか。

○小倉参考人 租税特別措置法のいろいろの特別措置につきましては、毎年毎年ずいぶんと努力しておりました。整理できるような項目がだんだんと減ってまいったわけでありまして、したがって、近年の実績をお調べいただくと、整理合理化されている項目が減っているというところ、はなはだ御不満のことかと思うのでありますけれども、実は、大きな整理は一応済んだようなかっこうかと思つたこともございます。しかし、いろいろの御意見もございまして、また期限の到来する特別措置もございまして、そういう都度整理をしていくという状態でありまして、一年一年をとっていただくという状態から、一年一ないないというところでございまして、これは、いまも申しましたような経過の上に立っておりますので、その点ひとつ御了承願いたいと思ひます。

なお、投資関係の減税であるとかあるいは基礎素材産業の特別措置につきましては、こういう景況のときでございまして、やむを得ざる措置として、特に中小企業についての投資の促進につきまして特別償却を認める、あるいは基礎素材産業についての設備の廃棄あるいは集約化等については税制上の最小限の措置を講ずるということとは、

見方にもよりまされども、こういう時代でございまして、やむを得ない措置として政府で考へになったというふうな承知しております。

○武蔵山（委員） 参考人の先生方に余りしつこい質問をするのもいがかかと思ひながら、すでに持ち時間が到来してしましましたので、最後に会長さんから、いまの世界の経済情勢、長期不況と言われる中で、しかも、これだけの国債を抱えてしまつた日本が、大ざっぱな話ですが、何年くらいをめぐに、こういうことを手だてしていけば財政再建は可能だ、そういうマクロ的な指針とか、そういうものを小倉会長として頭の中に描いているのじやないかと思ふのでありますが、どんな青写真を頭の中に描いているか。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）
最後の締めくくりとして、財政再建の展望について、ひとつ参考のために税の専門家、経済の専門家の立場で御意見を披瀝願いたい、こう思ひます。それで私の質問はちょうど時間になると思ひますので、よろしくお願ひします。

○小倉参考人 ただいまお尋ねのような基本的な大きな問題について、余り専門的にいいますか大局に立ちまして勉強したことはございせんので、お答え申し上げるようなことはございせんけれども、まず第一は、当面は歳入削減、歳出の合理化、適正化ということに第一の努力が傾倒されるべきであらう。

その次は、歳入の方につきましては、税制の公平を確保する。公平の確保というのは、これは結果的には増収措置にもなるということもございまして、あるいは、そうでなくても納税環境を整備して、国民全体が税金は公正に納めておるのだというふうな気持ちになつていただくというのが第二段である。

そして、さらにその上に立つて、なお財政再建の見通しがつかないということであれば、これは行政サービスなどの程度さらに削減するあるいは増税をがまんしていただくかということについて世論に問うて、その帰趨を見きわめた上で措置

を講ずることだと思ひます。

税金だけで考えてみますと、どうも税金は取る、取られるという関係に一般に理解されておりますので、そうではなくて、納税者意識といひますか、しかるべき公共サービスについてははかるべき税金を払うのは国民の義務であるという觀念がもつと国民の間に徹底をするというふうなことにはどうしたらいいか。これは別に宣伝とか説法だけでできるわけではありませんが、国家公務員なり地方公務員全体がそういうふうな国民の公僕であるというに徹して仕事をし、なるほどそれならばしかるべき税金は納めるのは当然であるというふうな、国民ないし市町村民が自覚していただくことが背景として非常に重大になつてきておる、こういうふうな思つております。

○武蔵山（委員） 私の持ち時間がちょうど終わりになりました。

小倉会長には、ぜひ公平、公正な税制、そしてなるほど国民が税調として毅然としてよくやつたと思はれるような答申を速やかにまた検討していただきますことを期待を申し上げ、お願ひをして質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○森委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 きようは御苦労まででございます。引き続きまして御質問申し上げたいと思ひます。一番最初に、ただいまもさまで議論の俎上にのつたグリーンカード制度の今回の延期措置、具体的には法案として現在審議中でありまして、税調の五十五年の年度答申の中で明確にこの制度の位置づけがなされ、そして、その後法案が成立いたしました今日までの経過がございました。それで、いよいよ五十八年一月一日からカード交付、こういう事態ですと推移してきたわけでありまして、税調会長個人のお立場で、この今回の三年延期ということについて、どんなような所感を持っていられいますでしょうか。

○小倉参考人 グリーンカード制度の三年延期と

いう問題は、私個人としてのみならず税制調査会全体としても、全体と言つてはちよつと語弊がございしますが、大勢としても、はなはだ遺憾であるという気持ちでございます。

しかしながら、諸般の事情でそういうふうな政府がお決めになつて、国会に法案を提出されるといふことになるについては、いろいろの政治情勢、政治のこともございまいし、また、国民各層から寄せられているいろいろな御意見もございしますので、あるいはやむを得なかつた事情もあるかと思つております。

したがいまして、税制調査会としても、この法案の提出はやむを得ない、残念ながらやむを得ないという気持ちであつたように思ひます。私も、個人としてもさうに思ひますが、それにしてもはなはだ残念である、こういう感じをいたしております。

○島居委員 このグリーンカード制度を制度化しようという背景に、二つの大きな理由がありまして、

一つは総合課税、税の不公平が言われる中で、利子配当所得に対する課税を公平にするために、何よりもまず総合課税に移行しなければならぬ。それからもう一つは、少額貯蓄、いわゆる非課税の貯蓄その他この限度額管理を厳格に行う。

それで、グリーンカード制度に落ちついた背景には、何通りかの新しく導入しようという制度の長短の論議がなされてきたはずであります。まず、その論議の中の一つは仮称高率源泉徴収方式、この方法による。しかし、これは税務行政上非常に還付が大きいことなどから、どうもそぐわない。それから、二つ目の納税者番号制度、これはいわゆる国民総背番号制でありますから、完璧ではあつてもコストと効果との上からいって問題がある。それから、国民の合意が得られるかという点で非常に問題が残る。ですから、三つの中よりベターだというのがグリーンカード制度であつたはずであります。

今後、もしこの法案が成立をし、グリーンカードが三年延期あるいは廃止を含めた延期であるとすれば、当初の課税の二つ、総合課税化それから限度額の管理、この二つの条件を満足させるような新しい方法を考え出さなければならぬと思つたのですけれども、税制調査会が考えているところのさまざまな条件をお聞かせいただきたいと思つております。

○小倉参考人 グリーンカードの三年延期の間に当然考えるべきことでございますが、どういふ対策があるかということについては、まだ十分整理ができておりません。

グリーンカードの延期なり廃止がいろいろ議論されてまいりました間に、各方面から各種の考案が出てまいつてゐることは承知しておりますが、その中で、限度管理を行い、そしてまた総合課税に移行していくのだというたてまえにのつた御意見は余りなさそうでございます。したがつて、これまで出てゐる御意見には、私個人といふまでも、こういう考案方はなるほどものともし、こういう考案方に即応してやってみようじやないかというふうにはまだどうも余りまいっておりません。限度管理をし、また総合課税に移行する、そして、いろいろグリーンカードに寄せられた非難もある程度解消できるというふうな方途というもののについて今後模索していきたい、こういう段階でございます。

○島居委員 ただいまのグリーンカードの問題で北野参考人、各参考人に伺いたいのですが、この三つの方法を考へてみますと、やはりグリーンカード制度以外にはないのではないだろうか。一の場合、二の場合、これを考へますと、とても実現の可能性はない。このほかに一体方法があるのかと私は思ふのですけれども、率直な御意見を伺えればと思ひます。

○北野参考人 先ほどお答えしましたように、私としては、源泉徴収制度を徹底すればよろしいという考へ方です。

つまり、源泉徴収制度の一番大きなねらいは、だれに幾らの収入があつたかということを課税庁がキャッチできるということを保証する、源泉徴収制度それ自体によつて税金を取るといふよりも、その制度を通じて課税庁がデータの入手ができるというのが源泉徴収制度の一番大きなメリットでありますから、それを生かすということですね。ただ、私などはいろいろな週刊誌などにも談話を発表しておりますけれども、千円、二千百円の談話料などももらつておりますけれども、全部税務署に申告しております。これは、いすれチエックされたらわかりますから、やはり申告せざるを得ないのである。そういうことで、支払い調書の金額以下のものであつても私は申告しております。分限課税をやめまして総合課税を徹底するということになれば、良識ある国民は総合課税を行うであらうと思ひます。で、国税庁は悪質なものだけ、また大物のものをだけを重点的に各税務署でチェックしまして税務調査をやればよろしい、そこで相当程度総合課税は徹底できると私は思つております。

それから、もう一つの方法として、どうしてもだめだといふのだつたら、私が先ほどちよつと申しましたように、貯蓄増強のために可処分所得をふやすことが先決であります。税制上の特定の優遇措置よりも可処分所得の増大を図ることが貯蓄増強につながっていくということは、税制で従来から言つてきたことでありまして、またその論証があるわけでありまして、ですから、一般減税を行つて、総合課税を徹底することによつて基礎控除を上げるのと給与所得控除を上げるという形の一般減税をまずやります。そうすると、人々の可処分所得がふえますね。ふえますと、全体として貯蓄増強になる。

ですから、そのために、もうそろそろ戦後の過渡期に導入された貯蓄増強策としての少額貯蓄非課税制度とか郵便貯金の非課税制度をやめてしまふ。わずかばかりの利子の税金を安くしてもうたうために大変なことが行われることになりまふと意味ないわけでありまして、この際もう

願ひ下げする。そのかわり、基礎控除とか給与所得控除を上げてほしいという一般減税を勤労国民は要求していく、そういう時期に来ているのではないかと思ひます。

私は、税制上少額貯蓄非課税であるとかあるいは郵便貯金非課税という形で貯蓄増強をしなればならない合理的な理由はなくなつてゐると考へておりますので、最悪の場合はさういふこともやつてもいいのじやないか。そうしますと、限度管理の問題もなくなりますが、あとは国税庁の手腕の問題にすぎない。国税庁がいかにして効率的にやるかどうか。まさに科学的な調査手法を使つてきちつとした課税を行うための努力をすればよろしいのであつて、努力をするための前提条件はそろつてゐるわけです。支払い調書が全部税務署へ来る。銀行とか郵便局におきましても仮名を一切認めないということにしますと、簡単にできるわけでありまして、ちよつと、われわれが原稿料であるとか講演料の申告を全部してゐると同じであります。そういうふうにするべきである。私は、それほどむづかしい問題ではないと考へております。

○名東参考人 おつしやるように、ストックの追求をやめるということは、これは確かに私の持論からしても非常に残念であります。

ただ、私が申し上げたことは、現在の非常にむづかしい情勢の中で、裏金、隠し金といふことも正に日本の社会の中で動いて機能しているわけですから、これをやめた場合に、三十兆円という推定があるわけではあります。これは日本銀行の資料であります。私は、二、三十兆の金は動くと思ふ。二、三十兆という金ももし移動すれば大変な事態じゃないかと思ひます。だから、日本銀行がおそれている事態というのは、正に評価しなければいかぬと私は見ております。そういう意味で、そういう経済的効果というよりは影響ですね。これはそれとの公平化のどつちにウェイトをかけるかの問題なんです。したがつて、従来私が一応これに反対を申し上げてきたのは、そういうような含みを持

っておったわけです。

ただし、ではそういったような裏金なり隠し金を逃していいことは言えないので、これは先生おっしゃったように総合課税をされたいのじゃないかと私は考えております。それで税率を高めていき、低い方には還付する。裏金とか隠し金は、これは匿名というのが一番大事なんです。したがって私の見るところは、還付を請求しないと思う。だから、還付しなければそれでいいじゃないですか。還付を要求するものだけ還付すればいい。大口のものまで金を返してやる必要はない。だから小口のもの、まともな人間は必ず申告して還付してもらうのじゃないですか。それでいいのじゃないか、私はこういうふうに考えます。

この間も、私は竹内宏さんと討論をやったのだけれども、二人が一致した点は、そう言つては失礼だけれども、日本経済ぐらゐになつて、一割や二割と言ふとちよつと大げさだが、多少そのくらいゆとりがあつたからといって、ぎやあぎやあ目くらまを立てるのもちよつとおかしいのじゃないか。韓国なんかは三〇%、ソ連なんかは三〇%オーバーしていると言われているのです。アメリカですらもう一四%という数字がある。世界的にやみ経済、特に社会主義経済は横行していると言われているわけです。私の推定では、これは大体GNPの一三%くらいですか、資産としても大体一五%からせいぜい二〇%とまりです。そのくらいのことには余りぎやあぎやあ言うこともないのじゃないかという感じ、一つのゆとりですね。

しかし、そういうことは道義的に許されぬとおっしゃるのだったら、デノミをやつたらどうですか。デノミをやつたら金融資産はぐつといく。百分の一になるのです。デノミをやつたら完全に百分の一です。ただ、そのかわり株式や土地に逃げる可能性もあります。これは、成功したフランスの例を見ても、やつてから株式が大体六〇%ぐらゐ上がつていますから、これは逃げる余地は十分あると思います。したがって、財界の言つてい

るように、償却資産だけ再評価をやつてくれ。それでは困るので、やはり土地とかそういう有価証券、株式についても再評価を出して、それできちつと税金を納めてもらうということが必要じゃないでしょうか。デノミ論議といひますか、私はどこかでやらざるを得ないと思つてゐるわけですが、これは一つのショックを与えることによつて切りかえていくわけですね。ぜい肉を落とす一つの契機になるのじゃないか、こう思ひます。

○島居委員 それで税調会長、税制の年度答申におきましては、所得減税見送りはやむを得ないという答えが出ておりますね。

それで、現に国会におきましては、与野党の幹事長・書記長会談におきまして、相当規模の減税をやるんだ。そうなつてまいりますと、減税の時期、減税の規模あるいは財源、こういう具体的な話に移つてくるわけでありまして、この十一月、任前期に、税調会長としては卒業論文を提出されますね。この卒業論文で、減税はやる、しかし、一方において大型間接税の導入はやむを得ない、こういうような議論が出てきやしませんかという心配を実はしているわけです。いま念頭にこれはありませんか。

○小倉参事人 よく巷間、所得税減税と大型間接税と抱き合せて考へるということが伝えられております。これは確かに一つの考へ方でありまして、その考へ方、いまからためだと言ふわけにはまいらないと思ふのです。

ただし、どうも所得税減税と大型間接税とをすぐ一つのセットにしまして税制改正をするということに機が熟しているのかどうかということになります。これは、ちよつと私は疑問があると思ひます。というのは、所得税減税が五十九年度というやうな先の話なら、これはまた、その間いろいろ要素も変わつてくるという可能性もありますけれども、承るところによると、五十八年度ということになつておりますので、ことしの問題、本年度の問題でございまして、本年度中に一般消費税的な——一般消費税自体は国会で御承認になつて

いるやうな形になつておりますけれども、言葉をもつと広く言えば、広く消費に著目した、すなわち消費を對象とした間接税というやうなものを幅広く考へる場合には、国会の御決議に必ずしも反してはいないこととあります。考え方としてはそれは考へられると思ふのですけれども、本年度中にそういうやうなシステムというものができて、国民なり国会の御了承を得るということになるのかどうかとなると、私も、そこまでする必要があるのかもしれませんけれども、なかなかこれはむずかしいんじゃないか。

したがらして、何かほかにも一つ、どちらかというやうなことを考へて、そういう所得税減税と一般消費税とを抱き合せるということ以外に何か方法も考へるということではないか、やはりむずかしいんじゃないか。どちらにするかということについては、政府なり国会の御判断にまづとぐあひが悪いのですから、国会で否定されておるのですから、昔から一般消費税という言葉になれておるのですけれども、幅の広い消費に着目した間接税という表現でお許し願へれば、そういうことは確かに一つの考へ方であるけれども、早急の問題として、それ一点張りしていくのかどうか、若干疑念を持っております。

○島居委員 確かに、直間比率のバランスが崩れての導入は全く消えたという状況にないわけですね。ダブル選挙が想定され、そのダブル選挙の後には大型増税がやってくるだろう、これがもつぱらの風評であるわけですね。大型間接税の導入につきましては、諸外国でさまざま禍根を残している。もうちよつと詳しく伺ひたいのですが、韓国における大型消費税、大型間接税、アメリカの場合、ヨーロッパで、名東先生の御説がありましたか、どんな状況になつてゐるのか、最後に伺つておきたいと思ふのです。

(委員長退席、大原(一)委員長代理着席)
○名東参事人 まづヨーロッパでは、これは各国

がECに入るという加盟の条件になつてしまつて、たとえばイギリスが入つてくるという場合にやはりやつたわけですね。

ただ、イギリスの場合は良心的に、いわゆる非課税と言われているものじやなく、本当の無税になるやり方ですね。こういったやうなゼロレーティングというのをやりまして、これは非常に珍しい例なんでありまして、それ以外では輸出だけなんです。本当の無税は、したがつて物価が高騰するわけですね。それから失業が襲つてくるというやうな形で、いまでも税収に苦しんでゐるのですよ。率がどんどん上がつていくわけには税収が入つてこないというやうなことで、これはかなりいまでも苦しんでゐる。

それから韓国の場合は、七十七年七月一日に導入したわけですが、前年の七十六年のときには一五・六%という実質成長率、日本といへども実現しなかつた世界最高の成長率を実現したのですよ。ところが、その翌年七月一日から導入しましたら、そうしたら物価上昇ですね。卸売から消費者物価も公式には大体一〇%と言われているのですが、しかし、民間の感覚物価と言われているのは、その大体倍だと言われています。大体二〇%くらいの上昇があつたわけですね。そして、それを契機にまた長期停滞、オイルショックもありましたけれども、もう長期停滞でがつくりで、今日に及んでいるわけですね。

そういうやうなわけで、これは実施した国々を調べてみると、非常によくないということが言へる。アメリカの場合は、これはもう御存じのやうに、小売段階では州によつてやつておりますけれども、一般消費税の形はないわけですね。

それから、一般消費税と大型間接税を区別する、私に言わせると、これは詭弁とかごまかしじやないかと言わざるを得ないので、そういうことを言つてゐると、これは別物だなんて言つてゐると、税金の無知識じやないか。全くそれはおかしいと断ぜざるを得ないのですね。そんなことを区別している国は、どこに行つたつてない

○米沢委員　本日は大変御苦勞さんです。私に与えられた時間はわずか二十分でございますから、大きく分けて三つだけ御質問したいと思うのでございます。

る、どういう措置をされるのか、特に税源等につ
いて優先順位をつけて御教示いただければ、三人
の参考人の方に聞かせてもらいたいと思うのでご
います。

十八年度予算が出て恐らく通過しますので、す
には間に合いませんので一兆円のおれに間に合
ませんが、私としては、税制改正ですぐできる
と思っております。これは税関会長の勇断をもつ

○東名参考人 いま北野先生がおっしゃったのは、北野先生が属している国民税調というのがあって、これは各府県もつくりませんが、そこ

合があるわけですが、この良心的な調査でも、約三分の一はむだ遣いだということを指摘しているわけですよ。かなり詳細な項目を挙げて指摘しているわけですよ。だから、そういうぜい肉を落としていく方が大事なんで、甘やかすばかりが能じやないと思うのです。

ただ、いま御質問のように税収はどうかということになれば、これは、まず私が挙げたいのはやはりキャピタルゲインですね。土地問題を含めまして放置されてきたキャピタルゲイン、具体的には所得税法第九条でたとえ株で幾らもうけても原則としては無税ですね、こういったようなことがキャピタルゲインとしてあるわけで、土地問題もキャピタルゲインとして入っているわけであります。そういったようなところ。

それから、私再三申し上げたように、現在のところ、年間所得が二千万円を超えたら財産調査を出さなければいけませんね。財産調査は御存じのようにかなり詳細なものなんです。二〇%もあれを出さない人間がお金を放置してはいかぬです。まずこれを中心に追求すべきだと私は思うのだ。現在、出さない人も含めまして、少なくとも十万人と言われている。そうすると、年間所得二千万もあるような人だと、ストックは、財産は大抵五億四千万持っているのが平均じゃないでしようか。そうすると、それに十万人掛けると五十兆円ですよ。その中で、私の推定では、まあどう見ても五兆から七兆五千億四千万はいかがわしい金じゃないかと思う。ここにメスを入れることが先決じゃないかと私は思うんですよ。そうすれば、一兆やそこらぐらいは出てくることは、そう問題じゃないじゃないか。

もちろん、そういうあたりは政治的な権力と結びついているから抵抗はあるかもしれないがね。しかし、数から言えば、これはごくわずかな人間ですよ。一握りの人間じゃないですか。だから、広く残くなんで、そういうのがかっこ悪いんだな。そういうことはおかしいですよ。広く浅く、それで召し上げるといふような考えじゃなく

て、やはり鰻魚をつかまえるよりは、大鰻魚をつかまなければいけませんよ。鰻魚を幾らいじめたって、それはもう苛酷請求になるので、大鰻魚は少しくらい削ったって、まだ残った方が多いんですから。私の申し上げているのは、二〇%取ったと言ったって、まだ八〇%は残っているんだから。そうでしょう。それで鰻魚一等もえたら、かえって感謝されるんじゃないでしょうか。だから、そういうことは余り遠慮なさることはいないんじゃないかと思うのです。これは、非常に責任のある政権である自民党さんに特にお願いしたいと思うのです。

○米沢委員 所得減税のための財源について、当面に合うものとしていま御教示いただいたわけでありますが、北野先生の方は、資本金十億円以上の法人に軽い累進税をかけるあるいはまた土地財産税を創設する、こういうお話でしたね。

〔大原一〕委員長代理退席、委員長着席
いま名東先生の方は、もう少しキャピタルゲインに着目して税の充実を図るというのですが、そういうことと財産調査をもう少し徹底的にやれ、こういうお話だったのですが、小倉会長、いずれは所得減税について税調に諮問がなされると思うのでありますが、いまの両先生のお話等について、何か会長として所感を言いますか。

○小倉参考人 両先生のお話に傾聴しておりますけれども、内輪同士と言つて愛ですけれども、余りここで参考人同士の議論になったのではかえって御迷惑でございますし、また私、議論するほどの能力もございませんが、いまここで所得減税のために企業課税を強化するということは一つの考え方でございますけれども、これは、もういまの企業課税がなかなか重くてこれ以上の企業課税はむしろかきいというものが、これまでの最近の様子でございます。

そして、たとえば土地の問題、まあ資本金十億程度以上のものに限定されているようにございますけれども、土地について課税をするということ、は、まだ所得になっていない、売って所得になる

のは法人税の対象になるわけですが、まだ未実現のものにつきまして、帳簿価額かもしれませぬけれども税を取るといふのは日本では全く例のないことで、恐らく急速にそういうことについて討議をし結論を出すということとはなかなか容易ではない。考え方としては、これは党の方でも、社会党その他の党でも恐らく土地の増価税というようなお考え方がありまして、承認はしておりますが、これはなかなか採用しにくい税制ではないかというふうな感じがいたしております。そういうわけで、なかなかむずかしい問題があるかと思ひます。

また、キャピタルゲインにつきましても、これまで多年懸案の問題でありまして、いまのキャピタルゲインについての税制が公正であるというふうには言い切れませんが、まあここですぐ所得減税の身がわりにそういう税制を考えると、なかなかそう急には結論が出ない問題ではないかというふうな感じがいたしております。

○米沢委員 またことしの所得減税もかなり難航するような感じがいたします。
それで、第二の問題としてお尋ねしたいのは、例のアングラマネーの問題です。名東先生の書かれた本も買ったばかりでまだ読んでおりませんが、アングラマネーをどう掌握するか、あるいはどう管理するかという問題は、これから大変重要な問題になるような気がするのです。

そういう意味で、特に税源等の関係ではフローだけではなくストックにメスを入れよということ、資産課税を強化しろという議論に発展しておりますが、このアングラマネーを掌握する方法として、アングラマネーに課税するという方式は、資産課税を強化すればある程度掌握できるものでございましょうか。

○名東参考人 それは理屈としては、確かに資産課税を追求していけば、まあある程度は掌握できるだろうと思うのですよ。しかし、アングラマネーなり地下経済というものがなぜ発生したかと

いう、その理由を考えたら一番わかるわけです。これは、はっきり言うたら政府に対する、特に重税国家に対する不信感なんですよ。たとえば、イタリアが非常に盛んだと言われているんですが、イタリアはもう政権が一年もしないうちにどんどん倒れていくというわけでしょう。それからソ連がそうでしょう。ソ連は、まあ安定政府が何か知らないけれども、もうがんにがらめになっているでしょう。そうすると、やみ経済が潤滑油になっているわけでしょう。要するに政府の無能力、統制の厳しさ、不信感、重税感。これはアメリカでもそういう統計が上がっているわけですよ、きょう私、資料を持ってまいっていませんけれども。そういう明らかな調査がなされているわけですよ。したがって、強化し追求していけばいくほど、たとえばはつきり申し上げたら、アメリカみたいに全部番号にしたら地下経済はなくなるかとおっしゃるかも知れぬけれども、アメリカがどうです、ちゃんと番号制になっているでしょう。それにもかかわらず、キャッシュを中心にして日本よりも少し多いくらい地下経済が繁栄しているじゃないですか、マフィア産業が堂々として。

ああいうことを考えたら、幾ら政府が逆立ちしたって、私はそんなにうまく思えない。なぜなら、独裁の韓国ですら実名登録制、日本のグリーンカード制ですよ、それが見送りという状況になつていないでしよう。韓国みたいなところから死刑になるかもしれないような国ですら見送りになつていないのですから、それをどうして国税庁がつかまえるのですか。私聞いてみたいものだ。断固地下経済を撲滅できるというんだから、私は撲滅してもらいたいです。できるものですか。韓国でできないことが何でできる。もしやれるというんだから、やってみてほしい。

だから、それはある程度はつかまえることはできるけれども、その場合に下手をすると、ここでも、地下経済の中でもどちらかというと小物だつたりまじめな方がつかまって、本当の物は逃げたりして、そういうことが起こるのじゃないです

か。本当のつかまえたいやつは逃げてしまつて、やみ経済の中でも小物がつかまる、こういうことになりかねないというふうに見えるわけですね。
○米沢委員 私は、社会主義國のやみ経済と資本主義國のやみ経済はちよつとニュアンスが違うのじゃないか、こう思うのですが、結局、やみ経済いわゆるアングラマネーの存在が国民の目から見えてよくわかるのですね、うまくやつておるといふ。私は、それがやはり税の不公平感の温床だといふ、そんな気がするのです。そういうものを放置しながら、グリーンカードとか総合課税だといつても、税制会長、何かむなし感じがするのですね。

そういう意味で、おつしやつたようにむずかしい問題かもしれませんけれども、事実このアングラ経済が国民の目に見えて、うまくやつておるといふのはわからぬままに肥え太つておる、そういうものを放置してありますと、少々の税制度を変えたところで、国民の不公平感みたいなものは、ますます未来永劫に続くのではないかと、そういう感じがするのでございまして、税調としても、このあたりに重大な関心を持っていただいて、やはり所得の把握等について何かいい方法を考へていく、そういう研究をなさる必要があるのではないかと、それが第一点でございまして。

それからもう一つは、御案内のとおり、産業のソフト化などと言われまして、第三次産業がどんなはやつていきますと、所得の把握みたいなものが従来の方式ではどうもつかまへ切れない、いわゆる経済の実態と税制体制とが、そこがどんな大きくなりつつあるのじゃないか、そういう感じがするのでございまして、そういう意味では、経済の実態を詳細につかまへ得る税制体制といふますか、そのあたりの御研究もぜひ御一考をいただかねばならぬ問題ではないか、こう思うのです。税制会長、いかがですか。

○小倉参考人 アングラマネーの問題は私よく存じませけれども、どうやらグリーンカード制度

が一つの契機になつてあれが論議されるようになったということ、思わざる副効果グリーンカード制度から生まれたような感じがいたします。

無論、アングラマネーがそのままいいというふうには思つておりませんし、税制の面から、そういう問題について適切な措置を講じていくといふことは、非常に重要なことだと思つております。といつて、余りにもいろいろと国民の権利が阻害されるようなことになるというようなことも避けなければならぬので、両方を考へて善処していくという必要があると思ひます。

それから、第三次産業と申しますか、従前の第三次産業とは違つた新しい第三次産業が非常にウエイトが高くなつてきておる。税制上から見て、この辺の第三次産業というか、むしろ第四次産業と言つた方がいいのかもしれないが、どうもこれについての実態の把握ができていない。これは、税制上うまく所得が把握できていないとか法人税の問題がうまく処理できていないという問題のほか、国民経済としても、その実態がうまく把握されていまいという感じがどうもあるのじゃないかと思ひます。したがって、その辺の新しい第三次産業についての実態の究明あるいは把握といふことは、国全体として取り組んでいただいて、税制上も公正な税の実現に努力してまいるといふことは現下非常に重要な課題になつていく、こう思つております。

○名東参考人 一言。いまのサービス経済化、これは確かにおつしやるとおり重大な問題だろうと思ひます。

それともう一つは、やはり金融資産が世界的に非常に多様化してきましたね。これが特にGNPをしのいで、個人金融資産がいま大体一・四倍くらいになつています。これが原因ではないかと思ひます。

それから、日本の地下経済の特徴は、これは世界的にも共通なのはやはり権力と結んでゐるので、ソ連ではKGBと結んでゐるわけです。日

本の場合でも、そう言つては失礼ですが、やはり権力と結んでゐるのです。しかも、日本の場合公然と法律で優遇されている。そういう法律で優遇されている者はど脱税しているという疑いがあるわけですね。

たとえば、具体的に例を挙げると、お医者さんのごとき場合です。非常に優遇されているわけでしょう。そうすると、そういう人たちは合法的に優遇されていると思つと、また陰でも——だからばつたり言へば、節税と脱税と脱税が区別がつかないのです。だから摘発となつた場合、恐らくその境界線が非常にむずかしいのじゃないですか、もう堂々とやつてゐるのだから。しかも日本の場合には時効があるでしょう。だからソフィア・ローレンなんか、あれは時効だらうと完全につかまらなかつたけれども、イタリアだからつかまる。日本だからつかまらなかつた、時効で逃げてゐるわけですね。

だから、日本の地下経済というのは、失礼だけれども、政治権力と法律と結びついた合法的なものとの間がうまく渾然一体になつてゐるのです。その点でも、失礼ですが、政治資金が——〇〇%無税でしよう。これもやはり問題になつてゐるわけですね。なぜ政治資金が一〇〇%無税なのか。そこにも一つの温床があるのじゃないかと、か言われているわけでありまして、ひとつお考え願ひたい、こう思ひます。

○米沢委員 終わります。

○森委員 賛同率代君。

○小倉参考人 どうも御苦勞までございまして。小倉会長にお伺ひしますけれども、今回の租税特別措置、税制改正は、最初に予想されていた以上にしほんであるという感じがするわけですね。退職給与引当金とかあるいは印紙税の見直しとか、いろいろ報道されてしまつて、それで大企業は大变喜んでゐるのではないかと、それで大企業は財界にとつてのいろいろな都合はもちろんならうかと思ひますけれども、税調としては、そういうの

にとらわれずに公平に適正に課税するという立場で、この租税特別措置の厳格な見直しというのが課題だつたはずだと思ひます。それをやらなければ、真に財政危機を克服することもできないし、国民の税の不公平感というのもなくならない、こう思ひます。

そういう点から見ますと、こんなに小規模になつてしまつたのは、増税なき財政再建という意味が、財界側から見ますと、こういう租税特別措置を廃止することも増税になり、いかなる形でも増税はまかりならぬという姿勢があつて、そしてそれが税調にも反映したのではなかつたかと思ひますけれども、その辺での税調の受けとめ方は、どういふふうだつたでしょうか。

○小倉参考人 御指摘のように、確かに、増税なき財政再建というのが、新しい税目を起こして増税をするといふことのほかに、租税特別措置の改正によつて増税になるというの、やはり増税の範囲であるといふことで、租税特別措置の見直しは必ずしも十分でなかつたといふ点は、結果として否定できないと思ひます。

ただ、税調としては、だからといつてあきらめておるわけではございませんので、たとえば退職給与引当金などについてはなお懸案として、ペンディングの問題として、今後さらに検討して圧縮を図つていくといふような方針には変わりございません。

まあちよつと、臨調の各申なり臨調の討議を批判するわけでもございませませんが、増税なき財政再建といふことになれば、それぞれの利害関係者がそれぞれに増税なきといふふうな理解をします。税調としては大変迷惑しているといふ言つてもいいのじゃないかという感じが実はいたしまして、まあ解釈はいろいろできるわけでありまして、政府は政府なりに、臨調は臨調なりに理解しておるのだけれど、国民各位にとりまして、国民各位がそれぞれに増税なきといふふうな理解されるおそれがありまして、こうなると、税制としては、減税以外にあるいは現状以外に考えようが

ないということになるので、あのスローガンは、税調としては大変迷惑なスローガンだというふう

○賛論委員 増税なきという理解が、それぞれに自分にとつての増税が困るというふうな理解されるのは困るというお話ですけれども、結果を見ても、財界側から困ると思つたその増税は見送られて、それで国民にとつての実質増税と言われる所得減税はこれも見送るとなつていて、ふうになる、何のことはない、財界の要望は実現されて、庶民は増税をひつかぶつていて、ふうに私どもは思わざるを得ないわけですね。そういう中で、今後の税調のあり方としても、やはりそういう国民の世論を踏まえた緻密な論議をしていただく必要があるかというふうな思い

そして、これに関連して、減税を求める国民の世論ということ、国会でも、景気浮揚に役立つ相当規模の減税という話がされましたけれども、規模も財源も時期も方法も明らかになつてないという中で、すでに論議がありましたように、これがてこになつて、選挙明けに一大増税が、大型間接税の導入というのをおつかぶさつてくるのではないかというふうな大変心配をせざるを得ません。

これに絡んで、昭和五十四年の十二月、国会の決議ですね。いわゆる一般消費税(仮称)という方法によつて財政再建は行わないという決議がされております。私も、この決議というものは、一般消費税(仮称)というふうな厳密に限定されたものという意味ではなくて、一般消費税を否定するといふ国会の意思というものは、一般消費税タイプの、付加価値税であろうとも、それに似たり寄つたりの税制について、それが物価を引き上げた、あるいは税の逆進性を強化したり、あるいは税務実務の複雑化、国民にとつての大変な負担といふことで、こういう税制をとらないといふふうな国会の意思が明らかにされたという理解をしています。

ところが、最近の大蔵委員会の論議などでも、大蔵大臣が、一般消費税(仮称)、これだけが国会が否定したものであつて、それ以外のものがあれば、EC型の付加価値税なども検討すべき対象として考える、それを税調に検討してもらうという姿勢を明らかにしているわけですね。私は、こういう国会決議の受けとめ方はいかかるといふに思ひますし、先ほども先生からお話がありましたように、こんなのはEC型付加価値税であるといふ一般消費税であろうと、いわゆる大型間接税といふのは同じだといふふうな御意見もお聞きしましたけれども、税調の会長として、国会決議といふのはどのように受けとめておられて、税調の審議の中でこれに関する議論といふのはどうされたのでしょうか。

○小倉参考人 税制調査会におきましては、昭和五十四年の暮れでございましたが、国会の決議を受けまして、一般消費税というの、国会の決議の次第もあり、これによらないで、別途の課税ベースの広い間接税についてなお今後検討したかどうか、こういう趣旨であつたわけでありました。したがていまして、字句にとらわれた一般消費税(仮称)といふのによらなければ、ほかの、幅の広い、課税ベースの広い間接税、消費に着眼した間接税は検討してもよろしいのではないかと、こういうのが税制調査会の考え方です。この点は御質問にございましたとおりです。

ただ、私自身考えますのに、一般消費税(仮称)がいけないと単純に国会の決議では言つておられるのじゃないのです。その前に、一般消費税についてまだ理解が得られてない、問題がある、そういう理由のもとに一般消費税によるべきではないといふふうな申されておるわけです。したがつて、一般消費税であろうと他の付加価値税であろうと、あるいは別途のものであろうと、国民の了解が得られ、そして問題がある程度解消するといふふうなうまい仕組みができますれば、これは国会の御決議には違反してないのじゃないかといふふうな実は思ふのです。これは私、個人的な見

解で、政府の見解でもないし、税調の見解でもないですけれども、あの決議によつていわれる一般消費税といふのは、本当は名前がよくなかつたわけですね。固有名詞にすればよかつたわけですね。一般的に幅の広い、消費に着眼した税といふことで、あれは普通名詞であつたはずなんです。税制調査会でも、初めの審議のころは、あれは普通名詞であつて、いざ答申をするときには固有名詞をつけようといふはずだったので、余り一般消費税、一般消費税と言ひならしたもので、余り名前を別にするわけにいかなくなつたといふ経緯がありまして、はなはだうまくなくなつて、考えようによつては、お話しのように、一般消費税(仮称)のみならず、課税ベースの広い間接税、消費に着眼した間接税一般がいけないといふふうな理解されるようになりますと、今後の税制問題としても、これはなかなか困難なことになると思ふのです。

と申しますのは、税制の根幹は、所得に着眼した法人税と所得税、この二つでございまして、したがて、逆に、所得税の減税しなかつて、増税が必要であれば、所得税の増税をしなければならぬとならないといふたようなことにならねない。もし、財政再建のためにあるいは行政サービスの充実のために増税が必要である、増税やむないといふことが、行政整理といひますか、行政改革の後になおかつそういう事態になつた場合に非常に困る事態になつてくる。もう少し、そこは弾力的にお考えになつていただくことがどうも必要じゃないかという感じが率直にいたしております。

○賛論委員 会長個人の御意見ということでは、申しわけなく、それはちよつと私も納得できません。それで、一般消費税という名称をたまたま使つたけれども、大型間接税を含めて、EC型付加価値税を含めて、一般消費税全体について理解されては困るのだといふふうな言われますけれども、むしろ国民的にはそういうふうなことに、大企

業に対する優遇税制はいつまでも放置しておきながら、こういうふうな、広く消費に着眼した課税ベースの広い大型間接税というふうなものをどつと国民にかけてくること、そのことに国民はやはり異論を差し挟み、反対をしているわけですね。私は、今後の税調の中でやはりもう一度その辺のところを、会長は、いま、たまたま理解が得られてない、国民の中に理解が得られれば、そういう税の実施といふこともあり得るというふうな理解してもらわなければいけないのだとおしやいましたけれども、理解をすればするほど、私は、やはり反対が広まるものだといふふうな思つておるわけ、国民の理解を深めていただいて導入をやめていただくといふことを強くお願いをしてきたと思つております。

それで、北野先生と名東先生にもちよつとお伺いしたいのですけれども、いま税調会長の御答弁をお聞きになつていらして、先生方はちよつといかがかといふふうにお思いになつておられますけれども、その辺についての御感想をそれぞれお聞きしたいと思ひます。

○北野参考人 私、大変微力ではありますがけれども、税金の学問を三十年間やっておりますが、先ほどから聞いていて、非常に驚くことばかりが国会で論議されている。

たとえば、先ほどの土地増価税とか土地財産税の問題につきまして、所得時に実現してないから、未実現であるから課税しなさいといふ議論があるのだといふことを小倉会長がおしやつたのですが、この点は誤りじゃないですか。財産税を論じているわけでありまして、課税客體、課税対象は財産でありますから、財産の価値に課税するのですから、所得の未実現など論ずる必要はないのであります。別にインカムタックスを論じているわけではありませぬから、その点では会長の考え方は全く誤りである。それから、いまの一般消費税ですね。この一般消費税といふのは、個別消費税に対する概念なんですね。学問上の租税分類の一つでありまして、

物品税だとか酒税だとかという個別の消費税に対する一般消費税ですね。租税分類の一つの方法なんです。これは学問上の概念です。理論上の概念でありまして、その一般消費税にはいろいろなパターンがあるのです。いろいろなスタイルがあるのです。現実の税制で採用されます一般消費税にはいろいろなスタイルがある。

政府が目下考えておりますような大型間接税は、もちろん、だれが見たって、どの専門家に聞いても一般消費税でありまして、要するに、消費支出行為に対して個別に選別をして課税するかどうかという問題なんです。物品税は、たとえばテレビというものは高級品である、なくても生活できる、そういう認識に立って、テレビを買うだけの力がある人は、また物品税を納めることができるだろう、ピアノでも同じですが、そういう、個別に課税物品を選定しまして、個別に消費行為を選定しまして課税の対象にしているのです。これが個別消費税です。

ところが、一般消費税は、それを個別に選定しないで、広く支出一般を課税対象にしているという、ですから、一般消費税法をもしつくるとしますと、課税物品を特定できないのですから、税法の条文は一条で終わってしまうのです。そうすると、納税者が、国民がこれこれこういうふうな支出をした場合全部課税するという、そういう条文でいいわけですよ。

そういうことになりましたから、一般消費税の概念は、もともとは租税の分類上の概念であって、いろいろなパターンがある。EC型付加価値税もありますし、一般売上税形式のものもありますし、それから大型間接税と呼ばれるようなものもあるわけですよ。ですから、国会で決議されたものは、大型間接税的なものも含めまして、すべて禁止されたといっているんじゃないか。そうしないことには余りにも論理的におかしい、詭弁である、こういうふうな思いです。

○名東参考人 小倉先生の、というより小倉先生を支えている既得権益の階層と言ったらいいの

か、この既得権益を支えている階層に対して一言申し上げますと、安定成長というか平穩無事なる時代には、そういう発想の仕方ではないのです。ところが、いまは波乱で、日本の財政を中心に国がひっくり返るかも知れないという波乱万丈のときに、既得権益をいかに守るかなんということを言っておると危ないのです。自分の脚下が崩れるのです。

それから、最初に私は申し上げたのだけれども、余り頭でっかちで、それで何か過保護に国民を手とり足とり縛るわけなんだけれども、手とり足とりしなければ、自分がパワーエリートとして国民をかわいがってやらなければ、金をやらなければ気の済まぬようなお考えかしらぬけれども、それが間違っておるんじゃないかと思う。波乱万丈のときに生き抜いていく力は、生活する国民みずからが持っているんですよ。要らぬことしない方がいいのです。だから、余り差し出がましいような国家干渉はやめてもらいたい私は思う。そういうわけで、既得権益の上に乗っかっていけばどんでんひっくり返る、そういうことを申し上げたい。

○養論委員 大型間接税を導入するに当たって直間比率を是正しなければならぬというような理論を持ち出してきまして、何か非常に大型間接税導入に合理性があるかのような言い回しを政府当局は折に触れてやろうとしているわけだけれども、私は、あるべき直間比率などというものが存在すること自体がおかしいというふうに思っております。税制を考へる上において適正公平にやっているといる努力してきた結果、統計をとってみたら間接税と直接税はこういう数値であったというにすぎないのであつて、あるべき直間比率というものを想定して、そしてそこに近づけるということは、まさに詭弁だと私は言わざるを得ないと思ひますけれども、この点に關するお三方の御意見を聞きまして、終わりたいと思ひます。

○小倉参考人 巷間と言うと変ですけども、隣

調あたりでも直間比率の見直しというのが何か非常に言いならわされた言葉になっておつて、世の中に通用しておるようでございますから、世の中に通用しておる言葉を私は否認するわけにまいりません。しかしながら、お話しのように、先生の御指摘に非常に同感する点もあります。これは、結果的にそうなるということで、個々の税制を積み上げていって、全体として公正であつて、結果として分けてみれば直接税はどうで、間接税はどういうふうになつておる、この割合はこうだというものが素直な見方だと思ふのです。

ただ、巷間と言うと変ですけども、直間比率の見直し、こう言われているものは、現在の直接税、特に所得税と法人税、それから相続税も一種の補完税でございますが、そういったものは理想的な税制であるにしても、なお徴税上の他いろいろ欠陥がある、そこでそれを補うために間接税でもって補完をすることがいいというのが現在の日本の税制の体系になつておるようでございますが、そういう体系で一体よろしいのだろうか。もう少し所得税の徴税上の公正を確保するとか、法人税が現在のようなどいいのだからとか、いかうこともあわせて考えることがよろしいのじゃないか。したがつて、直間比率の見直しというよりは、税体系全体の見直しという言葉に置きかえた方がよろしいんじゃないかという感じが私はいたしております。

○北野参考人 四十三年の税調の長期答申時代から、四十三年から四十六年の段階で、まだ赤字財政が起つていなかった時代に、税調ではEC型付加価値税の導入を真剣に検討しまして、大蔵省ではすでに法律案をつくつたということが当時一部で伝えられておつたのでありますけれども、そのときの理由も直間比率でございまして、高福祉高負担と直間比率の問題が論議になつておりますけれども、直間比率自身は何の根拠もない、学問上の根拠は何もありません。

直接税のほうが、税金の学問の世界ではいままでのところ最も理論的には合理的である、民主的

である。つまり、能力に応じて課税できるという応能負担の原則に合致する。税痛をきつとタックスペイヤーに教える。この二つの点だけをとりまして、直接税は理論的には理想である。だから、直接税が一〇〇%になつても一向差支えないのです。

もし日本が先進国として直接税一〇〇%になつても、日本の政治、社会あるいは経済が十分たえ得るのだつたら、一〇〇%でもいいと私は思つておるのです。アメリカでは現に九〇%ですからね。ですから、日本はいま七〇%でありますけれども、理論的には直接税が一〇〇%になつてもよろしいということでありまして、七〇%は多過ぎる、だから間接税の導入を検討すべきだという議論は、学問上出てこないことを申し上げておきたいと思ひます。

○名東参考人 直間比率をよく言われていますが、直接税のかわりに間接税中心の国、たとえばフランスとかイタリア、あの国がそんなにりっぱな国ですか、脱税王国じゃないですか。中には、ひどい評論家になると、大型間接税をやつたら地下経済がなくなるなどというのを堂々と言っておる人がおる。フランスやイタリアに行つてごらんさいよ、脱税ばかりやつておるじゃないですか。

間接税がそんなにいいものかどうか。税金というのは、税痛、痛みがあるからいいんですよ。痛みがもしなかったら、われわれが転んでも痛みがなかったら、どこまでも行つて、しまいは自動車の痛みとてしまふわけですよ。だから、税金の痛みというのは一番大事なんです。そういう意味では、源泉徴収なんてナンセンスなんだ。源泉徴収なんかやめなければいけません。税金は、痛みのある直接税とか資産課税が正しいですよ。間接税なんかだめなんです。あれは麻薬なんだ。

○養論委員 どうもありがとうございます。終

○森委員 小杉隆君。

私は、九分間の持ち時間ですから、

一問ぐらいいしかならないと思ひますが、まず小倉税調会長に伺ひたいのです。

グリーンカードが三年間凍結されたという現時点に立つて、これにどう対応していくか、税調としてどう対応していくかという点について、しばらくお伺ひしたいと思います。

いままでの税調の経過というものをたどつてみますと、昭和五十二年の税制改正の答申で、完全総合課税を実現するための方策について検討すべきだということが言われまして、それ以来ずっと毎年毎年税調の答申ではそういった方向でやってまいりまして、昭和五十五年の答申でグリーンカード制度というものがはつきりと提起をされてたわけですね。そこで大蔵省としても予算措置もして、朝霞には相当のお金をつぎ込んで建物まで建てた。それから、これは役所だけじゃなくて、民間の金融機関も、このグリーンカード制の国民に対するPRのいろいろな準備も相当の努力とお金をつぎ込んでやってきた。それが、昨年突如として、これは自民党また民社党の一部にも反対論が出てきて、いろいろな経過をたどつて、ついに八月の段階で、議員提案という形で五年凍結というところが出されてきたわけです。そこで、大蔵省としても、それ以降は準備をストップしてしまつたわけですね。本来ならば昨年の十二月からカードの交付を始めなければならなかつたわけですが、それをストップしてしまつた、そういう経過をたどつて今日に來てゐるわけです。

私は、先ほど来の小倉会長の御答弁を聞いています。でも、グリーンカードが延期になつたからといって、いままで税調が指摘をしてきた総合課税という理念まで、理想までこれを放棄したわけじゃないわけですから、いま延期ということがはつきりした段階で、税調としては、やはりそれに対応する一つの方策をいろいろ提起して議論する必要があると思うのです。私は、昨年暮れの、十二月の税調の答申の中にもグリーンカードについて、先ほどの御答弁ではいろいろな議論があつたということですが、その段階で何らかのグリーン

カードに対する見解を税調としても述べてはしかなかったと思うわけなんです。これは一言もなく今日に來てゐるわけですか。

たとえば名寄せというものが、先ほど来北野先生とか名東先生の方からはできないことはない、できるのだというところを指摘されておりますが、大蔵省の方は、名寄せというのはいささか非難にむづかしい、だから、いままで名寄せができないままの現状では、なかなか把握ができないからグリーンカードなんだという説明で終始一貫してこれらたわけですよ。しかし、やはり凍結という厳粛なる事実を踏まえて、いままでのように、ただできないからやらないというところじゃなくて、税調としても、何らかの対応策、何らかの責任ある一つの回答という、か検討を私はすべきだと思うのです。そうでなければ、税調がいままでの五十二年以来言い続けてきたのが一瞬にして弊履のごとく葬られた段階で、ここで一言なかるべからずだと思ふのです。

先ほど来、武蔵さんとか鳥居さんからも御指摘ありましたように、税制調査会が権威を持つて、国民が本当に税制調査会の言うことを信用するところがあるならば、やはり一言なかるべからずで、ひとつこれからの税調の審議の中で、グリーンカードが凍結をされたという時点における、現在における対応策というものを、ただ三つと三年後までに考えるという悠長なことではなくて、即刻できるものはもとと現実的に対応すべきだというような政府に対する注文といふますか答申をまとめるべきだと思ふのですが、その点についての税調会長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○小倉参考人 グリーンカードの三年延期というのはいろいろ経緯がございまして、結論としては、残念だけれどもやむを得ない、こう思つておりますが、お話しのように、即刻対応策を考へるという必要性に迫られてゐると思ひます。これは、政府もそうでございましょうが、税制

調査会としては、お話しのように長年の経緯のある問題でございまして、できるだけ早い機会に、三年という期間があるから悠長に構へればよろしいのだということでは毛頭なくて、その期間内に総合課税に移行する方途につきまして至急検討を進めて政府に申し上げるという必要性は十分痛感してゐる次第であります。

○小倉委員 第二の問題は、臨調の増税なき財政再建に対する税調としての対応、これを伺ひたいと思ふのです。

先ほど、増税なきというのには非常に迷惑だ、これは国民各層がそれぞれ自分なりの受けとめ方をするのだというお話がありましたが、税調としては、増税なき財政再建ということをもどくように受けとめてゐるのかということをお伺ひたいわけでございます。

臨調の答申も、ずっと読んでみますと、決して増税すべからざることをいふことではなくて、いまの税制の不合理を是正することであるいは直間比率の見直しとかいろいろのことであるいは、大体文脈をたどつて総合的に考へてみますと、国民の負担、租税負担率とそれから社会保険料の負担率が、いま日本の場合には三五%、ヨーロッパ諸国は五〇%を超えてしまつてゐる、この全体としての国民の負担がこれ以上だんだんふえていかなければならぬ、それでなくても高齢化社会がどんどん進んでいって医療とか年金、この支出がふえていく、また国際社会の中でのいろいろな分担がふえていくといふことで、ほうつておけば日本はこれからどんどん国民の経済負担がふえていくから、それに歯どめをかけるべきだという趣旨で増税なきというふうに言つたのだらうと私は思ふのです。

そこで、税調会長としては、この増税なき財政再建というのをどのように受けとめておられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○小倉参考人 臨調のいろいろの書面あるいは最終的な結論、これは非常に簡単にございまして、よく読めば、お話しのように、あらゆる場合に増税はいけないといふことを言つてゐるわけじゃないわけですよ。それはそのとおりでございしますが、何しろ表面に出てくるのがスローガンの増税なき財政再建といふものから、一般の方は恐らく、答申をよくお読みになつても、とにかくスローガンでつて言われれば、めいめい都合のいいように理解するといふのがどうもならないと思ひます。そので、なかなか増税といふことは、いささかすのでもむづかしいわけですよ。個々の増税については、それそれの關係の団体その他に御了解願つて、がまん願つて増税を願うということができないことはございせんが、一般には、幅の広い所得税であらうと法人税であらうとあるいは間接税であらうと、増税といふことは大変、そうでなくともむづかしい時代になつておられます。そういう時代の中に増税なきと言われまして、もう増税はほとんどできないといふ事態になるのじゃないかと思ふのです。私は、それを非常に心配しておるわけですが、

会に固めておく必要があるのじゃないか、こういう気がいたしております。

○小杉委員 税調会長は柔軟に対応したいというお話ですが、この第二臨調というのは、いまの中曾根内閣、また前の鈴木内閣が一つの政治生命をかけてつくったものですね。しかも、いまの中曾根内閣は行政改革を最大の柱としてやっているわけですから、この臨調答申というものの重みというのは、政府は相当受けとめておると思うのです。

その政府の、しかも総理大臣の諮問機関である税調の会長としては、ちよつといまの答弁ですと、何か増税なき財政再建は迷惑で、これは余りこだわっていないで、もつと柔軟に対応したいんだというお話ですと、ちよつとわれわれとしては聞き流すわけにはいかないもので、やはり増税なき財政再建特に増税なきということに対して相当の、臨調はそう言っているけれどもわれわれとしてはこう受けとめているんだ、その辺は理解してもらいたいという程度の、もうちよつと明確な答弁があつてしかるべきじゃないかと私は思うのですけれども、再度御答弁いただきたい。

○小倉参考人 先ほど私が申しましたのは、御質問の趣旨とそう違つていゝとは思わないのです。とにかく、当面臨調のお示しになつた行政の改革ということば、もう第一段に進めていただく。その改革も、恐らく歳出の整理あるいは適正化、合理化ということでございます。したがつて、私どもはできるだけそれに期待いたしまして、増税は考えなくてよろしい、結局増税はしなくてよかつたということになるのが、あるいは最も国民にとつても望ましい方向かとは思いますが、しかし、そういうことだけに期待をいたしまして、何らの措置を、将来のあり得べき措置について考えないというのは、これまた、税制調査会としては無責任のそりを免れないことに結果としてはなるのじゃないか、そういう点を恐れているわけなんです。

○小杉委員 これ以上論争しようと思いません。第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和五十八年三月十七日

が、もう一問いいですか。

次の問題、時間少々お許しをいただければ、せっかく参考人で学者の先生が二人見えているので、お一人、北野先生にちよつとお話を伺いたいのですが、先生の著書を読んでおりましたら、先ほど来政治資金に対する課税とか土地財産税というように新しい発想も出されたわけですが、そのほかに、宗教法人に対する課税ということを盛んに言われているわけですね。

最近、宗教法人についていろいろ報道されているところでは、土地転がしとか温泉地における一流ホテル並みの研修所をつくつたり、また会長がその宗教法人の財産を私物化してたり、また巨額の寄附金を集めてどうのこうのというふうな、いろいろ問題が出てきているわけですが、この宗教法人というのは、他の公益法人、つまり学校とか社会福祉法人などに比べて優遇されているわけですね。無税であるというようにことが果たしてどうなのだろうかということ、それから、そういう宗教法人に対する課税というのは、やはり一般国民が非常に不審に思うところなので、これは時間が制約されておりますから、もし具体的な構想があれば、また次の機会にでもお聞かせいただきたいのですが、特にその宗教法人に対する課税という問題についてはどうお考えでしょうか、簡単に結構ですが。

○北野参考人 これは、私の論文に出てきますが、非常にむずかしい問題です。

まず最初に、いまちよつと小倉会長の答弁を聞いておまして、ぜひこの機会に国会の皆さんにも申し上げたいことが一つありますので、それを申し上げます。

つまり、いまは科学時代なわけですね。宇宙時代であるとかコンピュータ時代とか、非常に科学時代なわけです。警察の方も、科学警察という形できわめて合理的に科学的に事案の処理を行っている。ところが、私の三十年間の税務行政に関する研究の結論を申しますと、基本的には三十年前とはほとんど変わっていない。ですから、税務行政の

資質の向上、税務官吏の資質の向上を抜本的にや

つてほしいということなんです。それから、科学時代にふさわしいような科学的な調査手法を開拓する、それによつて課税漏れをなくするあるいはアングラ経済をなくする、そういう努力をする必要があらますので、税制だけじゃなくて税務行政面での抜本的な改革を小倉会長としましても国税庁当局に提言していただきたい。税務行政は非常に怠慢といひますか、若い者いじめばかりやっておりまして、本当の大事をつかまえていない、そういう体制になつていない。いまの若い人の気持ちもあるのだけれども、われわれの年代と違つてがむしやに働くという空気はないのでしょから、もう少し科学的に効率的にさまざまなデータを駆使しまして、きちつとした課税を行うための努力をすべきである、税務行政の組織そのものもこの際抜本的に変える必要があるということとです。

二番目に、いまの宗教法人の課税の問題ですが、現行法のもとでも相当程度国税庁は努力する余地がある。もちろん、地方税につきましては自治省及び府県、市町村の税務当局が努力する余地があります。たとえば、収益事業につきましては現行法でも課税することになっておりますし、それから固定資産税の非課税というのは、あくまで宗教用財産として必要なものに限定されております。ですから、現在の段階でも税務調査をきちつとやることによって、巨額宗教法人の課税漏れが相当あると思ひますので、ぜひこれをやっていただきたい。

それから立法論ですけれども、やはり宗教法人と学校法人であるとかあるいは社会福祉法人だとかというものは根本的に違ふ、労働組合なんか法人とも違ふということでありまして、これは、特に日本のような国では欧米のような宗教に対する感覚は一般化しておりませんので、仮に欧米的な形があるとしても、やはり本質的には宗教法人の持つ公益性というものと学校法人だとか社会福祉法人だとか労働組合が持つ普遍的な公益性

とはちよつと違ふと僕は思ひます。

もし、宗教法人の公益性を理由に非課税にするのでしたら、国民、納税者が納得するような体制を前提とする必要がある。そのためには、たとえば町だとか田舎の小さなお寺さんですね、こういうものはやはり一つの信仰の対象になつておりますし、そう悪いことをしません。ですから、一つの尊敬の対象になつていてこういう弱小の宗教法人については非課税にしてもいいと思ひます。制度的に現在の非課税のたてまえをとつていいとは思ひます。しかし、巨額宗教法人あるいは新興の巨額宗教法人ですね、そういうものは宗教法人じゃなくなつておりまして、ある意味では実態は政治団体になつていて、憲法は政教分離原則を強調しておりますし、信仰の自由を強調してあります。取るべき税金を取らないということ、隠れた補助金、税金をつぎ込んでいくことになりまして、まさに政教分離原則に反することになりまして、これは大変な憲法問題であります。

そのためには、もし仮に巨額宗教法人について非課税をとるとするならば、相当程度納税者として覚悟する必要があるということでありまして、一般納税者の犠牲の上に立つて何兆円、何十兆円の税金をなくしているわけですから、納得できるようなことにしないといけない。そのためには、巨額宗教法人に限定して、たとえば大法人と中小法人が違ふように社会的な意味が違ひますから、巨額宗教法人、本山系の宗教法人はもちろんでいいけれども、その他の宗教法人の規模をどうやって判断するか、人数だとかいろいろな財産だとか、そういうことによつて判断できると思ひますが、いわゆる巨額宗教法人と呼ばれるものにつきましては財務の公開を義務づける、公認会計士の監査を強制する、納税者についても閲覧を要求した場合には財務の情報をいつでもチェックできる、最初にそういう前提をとつた上で、宗教法人を本来の公益的なものに限定して非課税にする。アメリカなどでは、課税特権を与える場合にはいろいろ条件をつけておりまして、向こうは個

別にチェックするのですね。たとえば、政治的なことをやった場合には宗教法人の免税特権を剝奪してしまふ。つまり、宗教法人が政治的な行為を行った場合には、税法上、個別に課税特権を剝奪する、そういうことまでやっております。

アメリカのように、宗教が国民生活と社会に非常に影響を与えるような国においてもそうですから、日本は、宗教というのは単なる儀式みたいなものでありまして、葬式だとかあるいは何かのときにやるという程度のものが多いわけですから、そういう国にふさわしい形で、納税者、国民の合意を得られる形で宗教法人非課税のあり方を根本的に考える必要がある、そういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○小杉委員 ありがとうございます。

○森委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十八日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時四十一分散會

昭和五十八年三月二十六日印刷

昭和五十八年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D